

第6期稲沢市障害福祉計画

第2期稲沢市障害児福祉計画

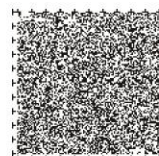


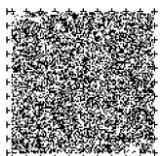
令和3年3月
稲沢市

「音声コード Uni-Voice」を付与しています

この計画書には、各ページの下の方に、目の不自由な方のための「音声コード」を記載しています。専用のアプリで内容を聞くことができます。

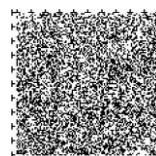
(注意：ご利用の機種、アプリによっては、読み取り、読み上げが正確にできない場合があります。)



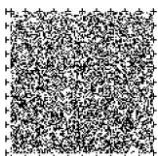


目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
(1) 障害者計画との関係.....	2
(2) 関連計画との整合性.....	3
3 計画の期間.....	4
第2章 稲沢市の障害者の現状.....	5
1 障害者を取りまく現状.....	5
(1) 人口の推移.....	5
(2) 障害者数の推移.....	6
(3) 身体障害者数の推移.....	7
(4) 知的障害者数の推移.....	8
(5) 精神障害者数の推移.....	9
(6) サービスの支給決定者数の推移.....	10
2 アンケート調査結果.....	11
(1) アンケート調査の概要.....	11
(2) 障害の種類別、障害者本人の年齢構成.....	11
(3) 主な介護者.....	12
(4) 主な介護者の年齢と、介護における悩み.....	12
(5) 難病認定、発達障害、高次脳機能障害の診断の有無.....	13
(6) 市の暮らしやすさ.....	14
(7) 将来の生活の場の希望と必要な支援.....	14
(8) 将来の生活に対する不安.....	16
(9) 日中の過ごし方.....	17
(10) 就労支援として必要なこと.....	18
(11) 希望する余暇活動.....	18
(12) 障害支援区分の認定.....	19
(13) 障害福祉サービス等の利用状況.....	19
(14) サービスの利用意向.....	20
(15) 障害者差別解消法の周知度.....	21
(16) 災害時の避難の可否.....	21
3 第5期計画の成果目標評価.....	22
(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行.....	22
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	22
(3) 地域生活支援拠点等の整備.....	23
(4) 福祉施設から一般就労への移行等.....	23
(5) 障害児支援の提供体制の整備等.....	24
4 今後3年間の障害者数.....	25



(1) 将来人口の見込み	25
(2) 障害者数の見込み	25
第3章 計画の目標	26
1 計画の基本的な考え方	26
2 国の基本指針	27
(1) 基本的理念	27
(2) 障害福祉サービスの基盤整備の考え方	28
3 障害福祉計画・障害児福祉計画の成果目標	30
(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行	30
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	31
(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	32
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	32
(5) 障害児支援の提供体制の整備等	33
(6) 相談支援体制の充実・強化等	35
(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	35
第4章 サービスの必要見込み量と確保のための方策	36
1 障害福祉計画	36
(1) 障害福祉サービス等	36
① 訪問系サービス	36
② 日中活動系サービス	38
③ 居住系サービス	41
④ 相談支援	42
(2) 地域生活支援事業	44
① 必須事業	44
② 任意事業	47
2 障害児福祉計画	49
(1) 障害児通所支援	49
(2) 子ども・子育て支援	52
① 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方	52
② 障害児の子ども・子育て支援事業等の利用量の見込み	52
第5章 計画の推進	53
1 計画の推進体制	53
2 計画の進行管理	53
資料編	54
1 稲沢市地域自立支援協議会設置要綱	54
2 稲沢市地域自立支援協議会 委員名簿	58
3 策定経過	60



注) 2019 年については、原則として「令和元年」と記載していますが、4月1日時点のデータを記載している箇所については「平成 31 年」としております。



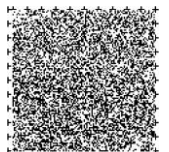
第1章 計画の策定にあたって

1 計画の趣旨

近年、わが国では、「障害者基本法」の一部改正や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」等、障害福祉に関する法整備が進められてきました。また、平成28年には、障害者の望む地域生活のための支援の充実、障害児支援のニーズの多様化へのきめ細やかな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備を目的とする「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が成立しました。国のこうした動向を踏まえて、本市においても障害者や障害児への支援を充実してきました。

本市では、平成27年3月に「稲沢市障害者計画」を策定し、「誰もがともに人格と個性を尊重し、支え合うまちをめざす」ことを基本理念に掲げてきました。同時に、障害者総合支援法に基づく「稲沢市障害福祉計画」を3年ごとに策定し、各サービスのニーズの実施目標等を定めてきました。平成30年3月に策定した「第5期稲沢市障害福祉計画」においては、「第1期稲沢市障害児福祉計画」と一体の計画としております。

今回策定する「第6期稲沢市障害福祉計画」も、第5期計画と同様に、障害児福祉計画と一体のものとして策定します。障害者及び障害児の地域での生活を支えるとともに、障害の状態等に応じた適切な支援が受けられる社会を実現するための施策の充実をめざします。





第1章 計画の策定にあたって

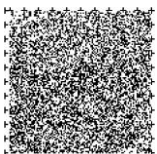
2 計画の位置づけ

(1) 障害者計画との関係

本市では、平成27年3月に、障害者基本法に基づく「稲沢市障害者計画（平成27年～令和5年）」を策定しています。この計画は、障害者基本法第11条第3項に基づいて策定したもので、本市における障害者の状況等を踏まえ、障害者のための施策に関する基本的な計画として策定したものです。今回策定した「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」の法的な位置づけは下表に記載したとおりです。これらは、各種サービス等の実施目標等が主な内容となっており、「障害者計画」の実施計画として位置づけます。

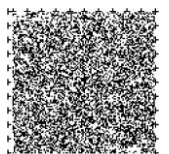
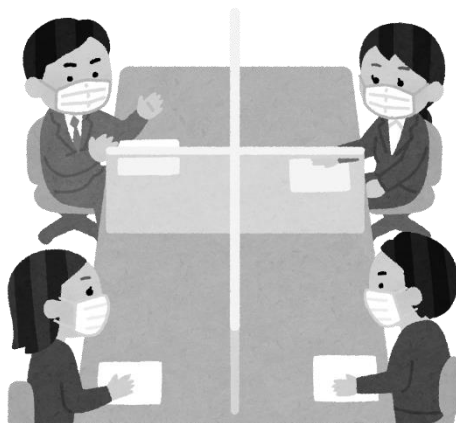
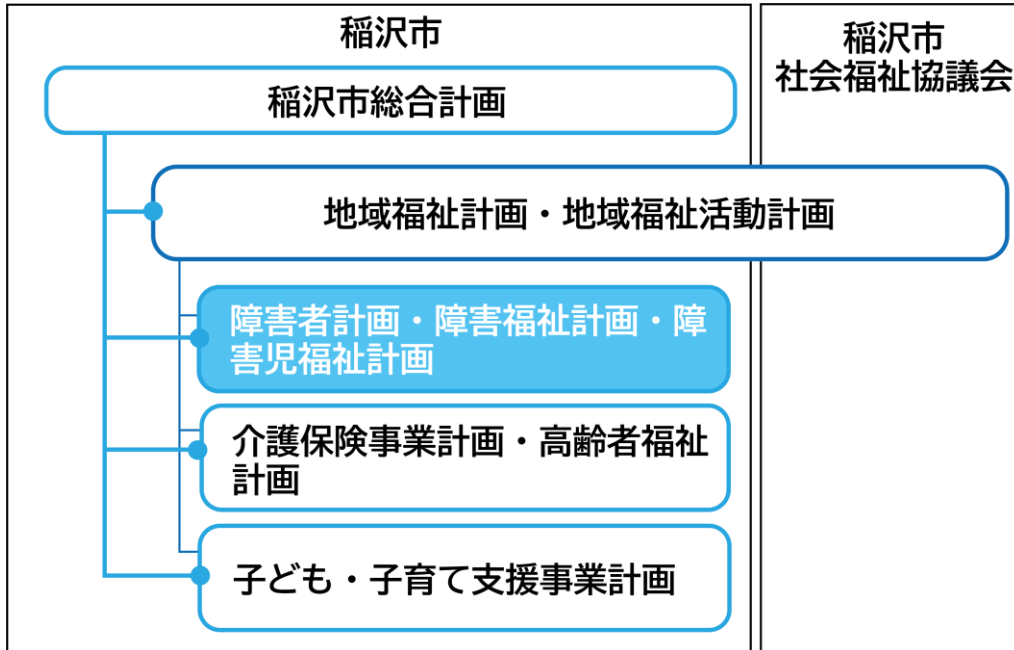
	障害者計画（参考）
根拠法	障害者基本法 第11条第3項
内容	市の障害者の状況等を踏まえ、障害者のための施策に関する基本的な事項を定める計画

	障害福祉計画	障害児福祉計画
根拠法	障害者総合支援法 第88条第1項	児童福祉法 第33条の20第1項
内容	障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施の確保を目的に策定する計画 (計画期間は3年を1期)	障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の計画的な確保等を目的に策定する計画 (計画期間は3年を1期)



(2) 関連計画との整合性

この計画は、稲沢市総合計画の方向性を踏まえ、市の福祉関連計画（地域福祉計画・地域福祉活動計画、介護保険事業計画・高齢者福祉計画、子ども・子育て支援事業計画）と整合した計画として策定しています。



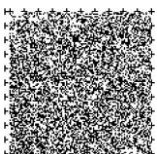
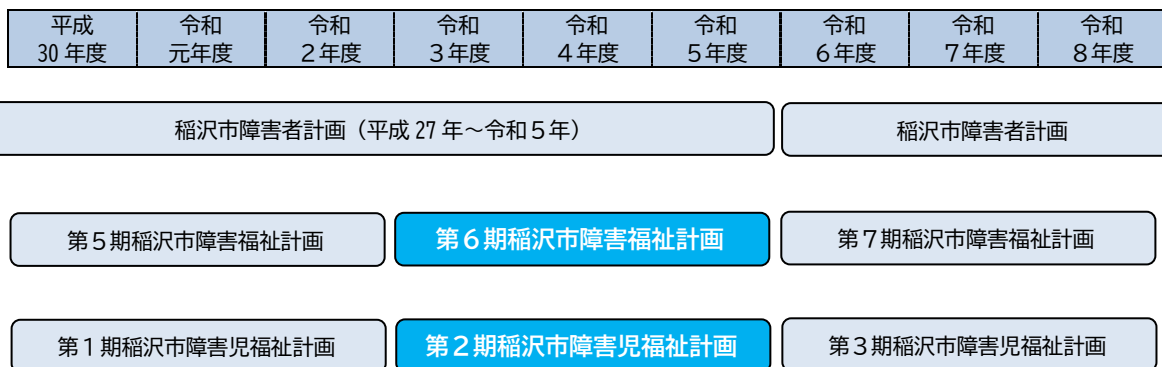


第1章 計画の策定にあたって

3 計画の期間

「第6期稲沢市障害福祉計画」及び「第2期稲沢市障害児福祉計画」は、令和3年度から令和5年度までの3年間を期間とする計画です。ただし、国の障害者福祉施策の見直し等が行われた場合、計画期間中でも見直しを行うこととします。

【計画の期間】





1 障害者を取りまく現状

(1) 人口の推移

稲沢市の総人口は減少しており、令和2年4月1日現在、136,467人となっています。

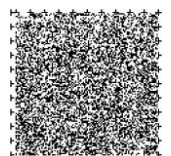
年齢区分別でみると、15歳未満及び15～64歳人口は減少しています。一方、65歳以上人口は増加しており、令和2年では、37,215人、高齢化率は27.3%となっています。

年齢区分別人口の推移

(人)

区分	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
総人口	137,906	137,692	137,154	136,915	136,467
15歳未満	18,576	18,342	18,035	17,832	17,502
15～64歳	84,186	83,513	82,657	82,229	81,750
65歳以上	35,144	35,837	36,462	36,854	37,215
18歳未満 (再掲)	22,841	22,562	22,170	21,871	21,466
高齢化率	25.5%	26.0%	26.6%	26.9%	27.3%

資料：市民課（各年4月1日現在）



(2) 障害者数の推移

令和2年の身体障害者手帳所持者数は4,482人となっています。このうち65歳以上の占める割合は72.9%となっています。

療育手帳所持者数は1,008人となっています。このうち、18～64歳の占める割合は66.3%となっています。また、18歳未満の療育手帳所持者は287人であり、18歳未満の手帳所持者の中では最も多く所持されています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数は1,185人となっています。このうち、18～64歳の割合は76.0%となっています。

障害区分別手帳所持者数の推移 (人)

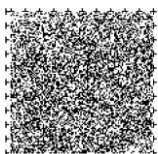
区分	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
身体障害者手帳	4,525	4,450	4,431	4,471	4,482
療育手帳	910	948	980	980	1,008
精神障害者保健福祉手帳	922	1,002	1,028	1,093	1,185
合計	6,357	6,400	6,439	6,544	6,675

資料：福祉課（各年4月1日現在）

障害区分別年齢別手帳所持者数 (人)

区分	18歳未満	18～64歳	65歳以上	合計
身体障害者手帳	77	1,138	3,267	4,482
	1.7%	25.4%	72.9%	—
療育手帳	287	668	53	1,008
	28.5%	66.3%	5.2%	—
精神障害者保健福祉手帳	34	901	250	1,185
	2.9%	76.0%	21.1%	—
合計	398	2,707	3,570	6,675
	6.0%	40.5%	53.5%	—

資料：福祉課（令和2年4月1日現在）



(3) 身体障害者数の推移

身体障害者手帳所持者数は、平成28年から平成30年にかけて減少しましたが、その後増加し、令和2年には4,482人となっています。

等級別では、重度である1級手帳所持者が最も多く、令和2年では1,359人となっています。

障害種別の推移をみると、肢体不自由は減少し、内部障害は増加しています。視覚障害、聴覚障害、言語障害はほぼ横ばいとなっています。

身体障害者手帳所持者の障害種別についてみると、令和2年では、肢体不自由が2,285人で51.0%を占めています。これに次いで、内部障害が1,557人で34.7%を占めています。

等級別身体障害者手帳所持者数の推移 (人)

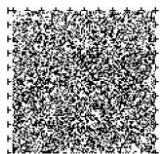
区分	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
1級	1,352	1,343	1,334	1,328	1,359
2級	656	632	640	649	643
3級	1,029	1,016	1,004	1,026	1,032
4級	1,013	990	982	1,002	975
5級	252	245	238	230	236
6級	223	224	233	236	237
合計	4,525	4,450	4,431	4,471	4,482

資料：福祉課（各年4月1日現在）

障害種別身体障害者手帳所持者数の推移 (人)

区分	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
視覚障害	260	265	251	256	256
聴覚障害	327	315	326	333	330
言語障害	52	48	50	51	54
肢体不自由	2,450	2,370	2,332	2,315	2,285
内部障害	1,436	1,452	1,472	1,516	1,557

資料：福祉課（各年4月1日現在）



等級別障害種別身体障害者手帳所持者数 (人)

区分	視覚障害	聴覚障害	言語障害	肢体不自由	内部障害	合計
1級	84	23	1	398	853	1,359
2級	74	81	5	456	27	643
3級	26	47	27	625	307	1,032
4級	21	54	21	509	370	975
5級	36	1	0	199	0	236
6級	15	124	0	98	0	237
合計	256	330	54	2,285	1,557	4,482
割合	5.7%	7.4%	1.2%	51.0%	34.7%	—

資料：福祉課（令和2年4月1日現在）

障害種別年齢別身体障害者手帳所持者数 (人)

区分	視覚障害	聴覚障害	言語障害	肢体不自由	内部障害	合計
18歳未満	2	8	0	50	17	77
18歳以上	254	322	54	2,235	1,540	4,405
合計	256	330	54	2,285	1,557	4,482

資料：福祉課（令和2年4月1日現在）

（４）知的障害者数の推移

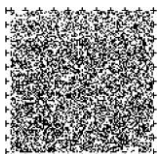
療育手帳所持者数は、年々増加傾向にあり、令和2年には1,008人となっています。

判定別では、重度のA判定が最も多く、令和2年では409人で40.6%を占めています。

判定別療育手帳所持者数の推移 (人)

区分	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
A判定	385	399	407	403	409
B判定	276	281	290	286	282
C判定	249	268	283	291	317
合計	910	948	980	980	1,008

資料：福祉課（各年4月1日現在）



判定別年齢別療育手帳所持者数 (人)

区分	18歳未満	18歳以上	合計	割合
A判定	97	312	409	40.6%
B判定	57	225	282	28.0%
C判定	133	184	317	31.4%

資料：福祉課（令和2年4月1日現在）

(5) 精神障害者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、年々増加しており、令和2年には1,185人となっています。

等級別では、2級が最も多く、令和2年では805人で67.9%を占めています。

自立支援医療（精神通院）受給者数も年々増加しており、令和2年には2,343人となっています。

等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移 (人)

区分	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
1級	100	117	132	142	147
2級	639	669	690	728	805
3級	183	216	206	223	233
合計	922	1,002	1,028	1,093	1,185

資料：福祉課（各年4月1日現在）

等級別年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数 (人)

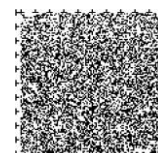
区分	18歳未満	18歳以上	合計	割合
1級	1	146	147	12.4%
2級	20	785	805	67.9%
3級	13	220	233	19.7%

資料：福祉課（令和2年4月1日現在）

自立支援医療（精神通院）受給者数の推移 (人)

区分	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
自立支援医療	—	2,008	2,054	2,126	2,343

資料：福祉課（各年4月1日現在）



(6) サービスの支給決定者数の推移

障害福祉サービスの支給決定者数は増加しており、令和2年は917人となっています。

また、児童福祉法による支給決定者数も増加しており、令和2年は416人となっています。

障害福祉サービス支給決定者数の推移 (人)

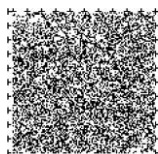
区分	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
身体障害	213	213	219	219	219
知的障害	283	289	324	336	343
精神障害	201	213	235	271	298
難病	0	1	7	4	5
支援の必要な児童	42	52	47	47	52
合計	739	768	832	877	917

資料：福祉課（各年4月1日現在）

障害児通所支援支給決定者数の推移 (人)

区分	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
障害児通所支援支給決定者数	255	291	317	361	416

資料：福祉課（各年4月1日現在）





第2章 稲沢市の障害者の現状

2 アンケート調査結果

(1) アンケート調査の概要

計画の策定にあたって、アンケート調査を以下のように実施しました。

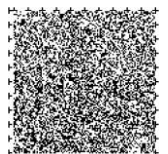
調査地域	稲沢市全域
調査対象	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者、障害福祉サービス・障害児通所支援受給者
サンプルサイズ	2,000件 (有効回収数：950件 回収率：47.0%)
調査方法	郵送配布、郵送回収
調査期間	令和2年6月10日～6月30日

(2) 障害の種類別、障害者本人の年齢構成

身体障害者、精神障害者、重複障害者（2種類以上の手帳を所持しているかた）は40歳以上の人が多く見られます。知的障害者やその他の障害者（難病認定、発達障害、高次脳機能障害及び障害の状態が不明なかた）は7～17歳が多く見られます。

<障害者本人の年齢>

(%)	件数	0 ～ 6 歳	7 ～ 17 歳	18 ～ 29 歳	30 ～ 39 歳	40 ～ 49 歳	50 ～ 59 歳	60 歳 以上	無 回 答
全体	950	7.2	14.7	11.1	12.1	19.1	20.1	14.0	1.8
身体障害	298	3.4	5.7	5.0	7.4	18.8	29.5	28.2	2.0
知的障害	237	8.9	26.6	22.8	14.3	15.6	7.6	2.1	2.1
精神障害	202	-	4.5	8.9	19.8	25.7	25.2	13.4	2.5
重複障害	124	4.8	12.1	12.9	9.7	23.4	25.8	10.5	0.8
その他・不明	89	34.8	40.4	2.2	7.9	7.9	2.2	4.5	-



(3) 主な介護者

全ての障害において、介護者は「同居の家族」が最も多く見られます。重複障害で「ホームヘルパーや施設等の職員」の割合が41.7%、精神障害者の「別居の家族」の割合が11.3%と、他の障害に比べて割合が高くなっています。

<主な介護者>

(%)	件数	同居の家族	別居の家族	ホームヘルパーや施設等の職員	その他の人 (ボランティア等)	無回答
全体	603	77.9	5.3	23.2	1.7	5.3
身体障害	113	82.3	4.4	17.7	-	4.4
知的障害	208	88.5	2.4	20.2	-	2.9
精神障害	115	60.9	11.3	21.7	5.2	13.0
重複障害	96	61.5	3.1	41.7	2.1	4.2
その他・不明	71	90.1	8.5	18.3	2.8	2.8

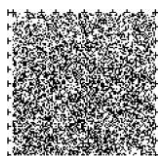
(4) 主な介護者の年齢と、介護における悩み

主な介護者の年齢は、全体では「40歳代」が最も多く見られます。精神障害者では「70歳以上」の介護者が最も多く、その他の障害者では「30歳代」の介護者が多くなっています。

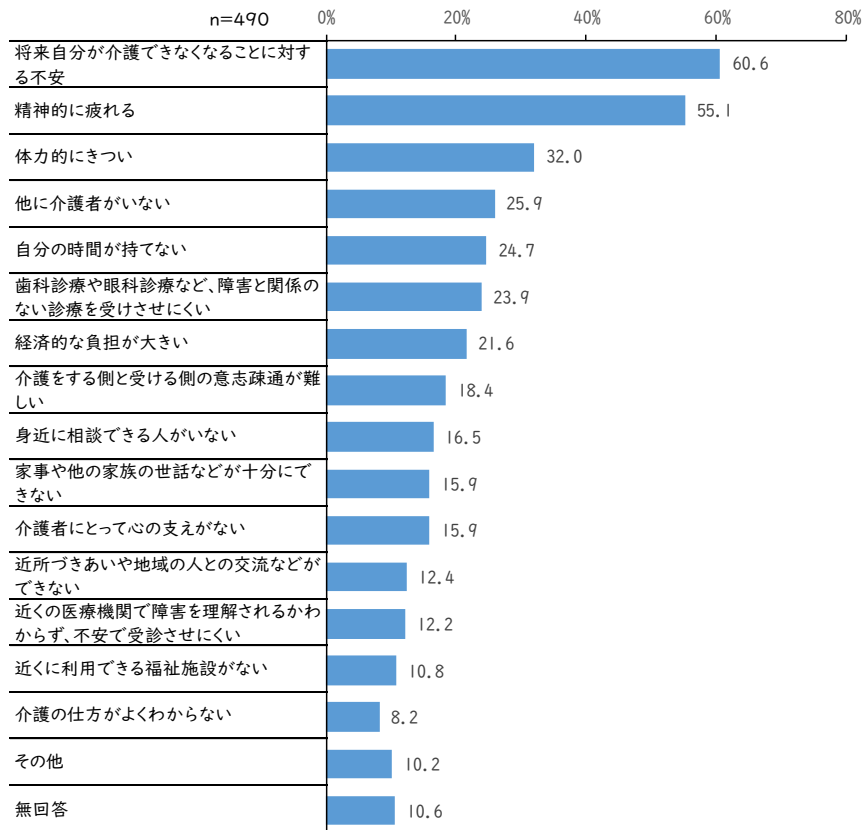
介護する上での悩みは、「将来自分介護できなくなることに対する不安」が最も多く、「精神的に疲れる」という意見も多く見られます。

<主な介護者の年齢>

(%)	件数	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	無回答
全体	490	0.8	19.2	23.9	20.6	16.3	15.1	4.1
身体障害	96	2.1	17.7	17.7	21.9	18.8	17.7	4.2
知的障害	185	-	17.8	27.0	22.2	19.5	10.3	3.2
精神障害	81	-	4.9	16.0	25.9	19.8	30.9	2.5
重複障害	61	-	8.2	27.9	27.9	14.8	19.7	1.6
その他・不明	67	3.0	52.2	29.9	1.5	1.5	1.5	10.4



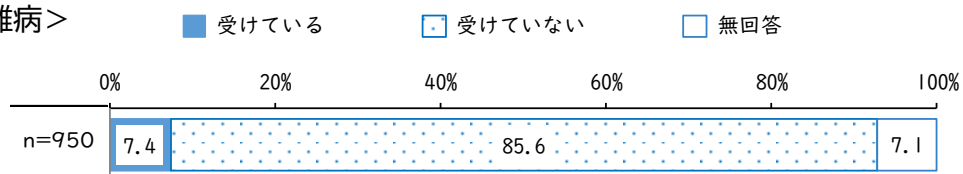
<介護における悩み>



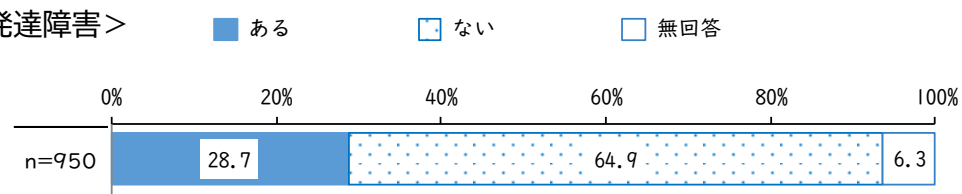
(5) 難病認定、発達障害、高次脳機能障害の診断の有無

難病の認定を受けている人は7.4%、発達障害と診断された人は28.7%、高次脳機能障害と診断された人は4.2%となっています。

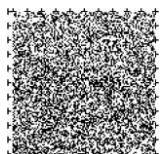
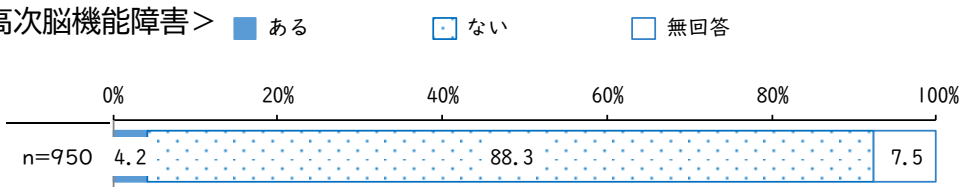
<難病>



<発達障害>



<高次脳機能障害>

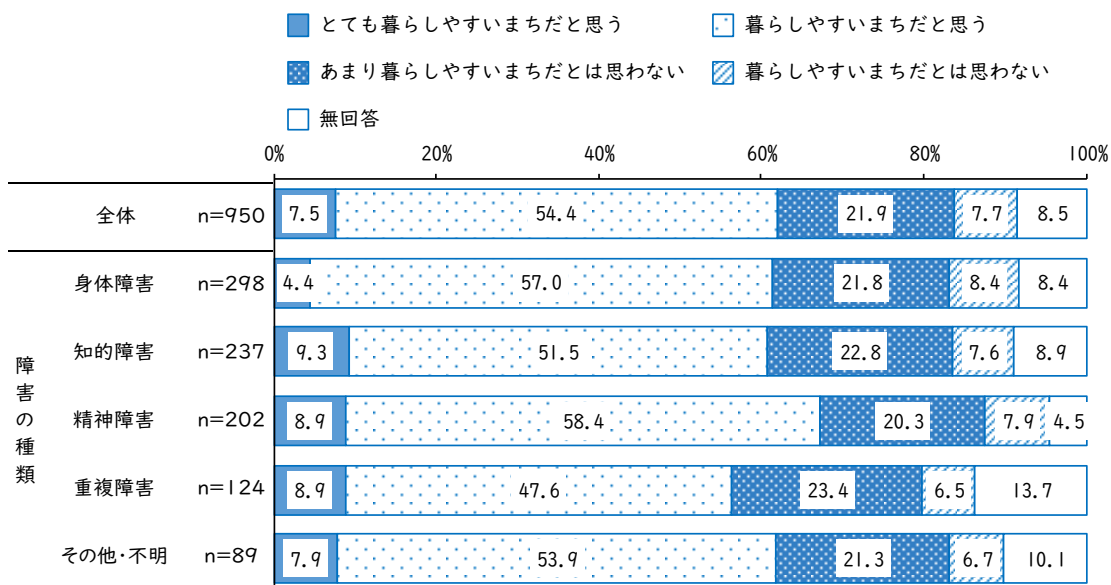


(6) 市の暮らしやすさ

障害者にとっての暮らしやすさは、「暮らしやすいまちだと思う」が最も多く見られ、「とても暮らしやすいまちだと思う」と合わせた『暮らしやすいまちだと思う』は61.9%となっています。

障害の種類別でみると、『暮らしやすいまちだと思う』の割合は精神障害で高くなっています。

<市の暮らしやすさ>

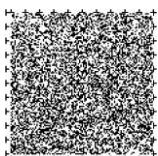


(7) 将来の生活の場の希望と必要な支援

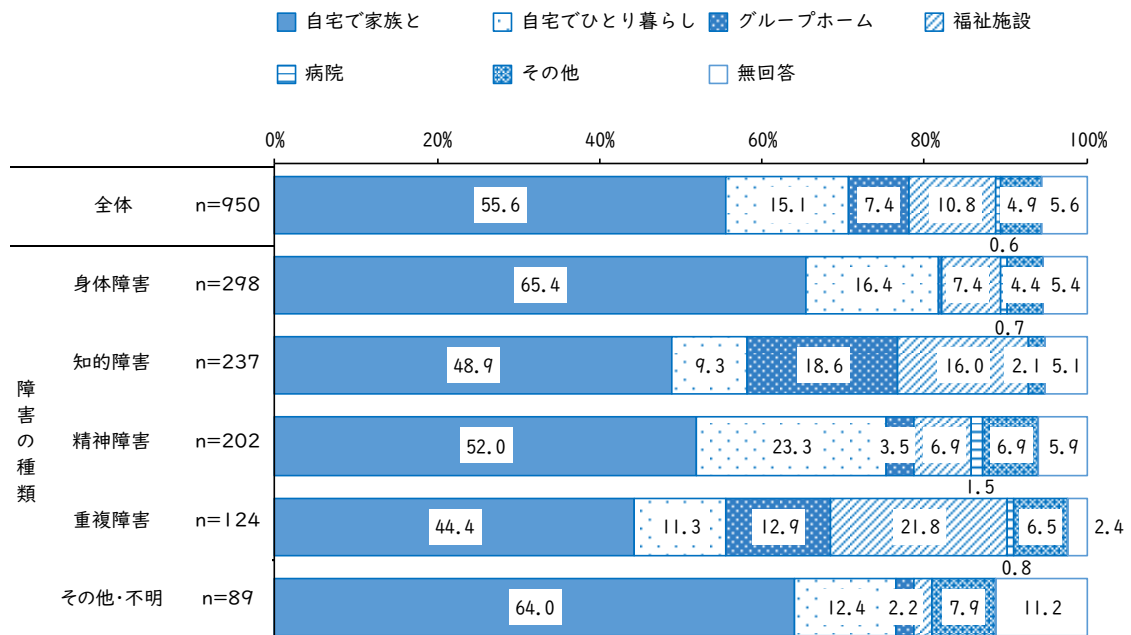
将来の生活の場の希望は、「自宅で家族と」が過半数を占めて最も多く、次いで「自宅でひとり暮らし」、「福祉施設」が多くなっています。

障害の種類別でみると、いずれも「自宅で家族と」が最も多くなっていますが、次に多いのは身体障害・精神障害・その他の障害では「自宅でひとり暮らし」、知的障害では「グループホーム」、重複障害では「福祉施設」となっています。

希望する生活の場で暮らすために必要な支援としては、「経済的支援や各種助成」が最も多くあげられ、次いで「生活支援や見守り（金銭管理、通院介助、服薬管理など）」、「福祉サービスの充実」、「入所施設の充実」、「相談に関すること」、「就労に関すること（作業所含む）」が多くなっています。

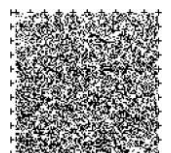


<将来の生活の場の希望>



<暮らすために必要な支援（上位10項目）>

No.	暮らすために必要な支援	件数
1	経済的支援や各種助成	110
2	生活支援や見守り（金銭管理、通院介助、服薬管理など）	60
3	福祉サービスの充実	30
4	入所施設の充実	27
5	相談に関すること	23
6	就労に関すること（作業所含む）	22
7	介護をしてくれる人が必要	17
8	グループホームに関すること	15
9	移動手段の充実	15
10	親なき後など、一人になった時に支援が必要	14



(8) 将来の生活に対する不安

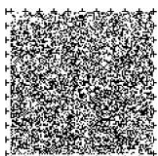
将来の生活に対する不安としては、「経済的に安定した生活を送ることができるか」が最も多く見られました。次いで、「家以外で介護してくれる人や支援してくれる人を確保できるか」、「必要な福祉のサービスを受けられるか」などが多く見られました。

障害の種類別でみると、その他の障害者では「就学・就職先を確保できるか」という不安が最も多く見られました。

<将来の生活に対する不安>

(%)	件数	送経済的に安定した生活を送ることができるか	確保できるか	人や支援してくれる人を入れるか	家以外で介護してくれる人を入れるか	必要な福祉のサービスを受けることができるか	障害福祉サービスの費用がかかるか	障害福祉サービスの費用がかかるか	健康を維持できるか	手をぎとつこととがき相手が相	住む（生活する）ところを確保できるか	生活がいを見つけることができるか	就学・就業先を確保できるか
	950	60.9	50.7	43.7	39.9	39.7	36.8	32.3	31.3	29.6			
	298	55.4	38.6	35.9	38.3	48.3	25.2	19.5	19.8	14.4			
	237	58.6	68.8	54.0	46.0	32.5	42.2	44.3	32.9	38.0			
	202	76.7	52.0	44.6	37.6	43.1	46.5	38.6	43.6	30.2			
	124	54.0	55.6	49.2	44.4	37.1	37.9	39.5	34.7	23.4			
	89	59.6	33.7	32.6	28.1	25.8	38.2	19.1	32.6	65.2			

(%)	で障害がない進行するの	その他	特に不安はない	無回答
	27.6	4.8	4.3	5.5
	40.6	4.0	5.0	6.7
	11.0	4.6	3.4	4.2
	34.2	5.4	4.5	2.0
	26.6	5.6	3.2	9.7
	14.6	5.6	5.6	6.7



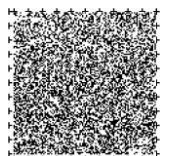
(9) 日中の過ごし方

日中の過ごし方は、身体障害者では「会社勤めや自営業、家業等で収入を得る仕事をしている」が多く見られます。知的障害者では「作業所等に通っている(就労継続支援A型・B型も含む)」が多く見られます。精神障害者及び重複障害者は「自宅で過ごしている」が多く、その他の障害者では「地域の小・中学校、高等学校に通っている」が多く見られます。

<日中の過ごし方>

(%)	件数	得業会社勤めや、家業等をして収入を得る	自宅で過ごしている	型・B型も含む)る作業所等に通っている	る病院等での過ごし方施設や	入所して過る施設や	している専門主婦(主夫)を	に病院などのデイケア	をリハビリテーション	し収入を得ない仕事など、ボランティア
全体	950	24.1	20.3	12.9	7.4	4.8	2.2	0.7	0.2	
身体障害	298	41.3	23.8	2.0	5.0	10.1	1.7	1.7	-	
知的障害	237	17.7	7.6	26.6	5.5	0.8	0.8	-	0.4	
精神障害	202	25.2	34.2	12.9	6.9	5.9	5.9	-	-	
重複障害	124	8.9	22.6	18.5	21.8	1.6	1.6	1.6	0.8	
その他・不明	89	2.2	7.9	5.6	1.1	-	-	-	-	

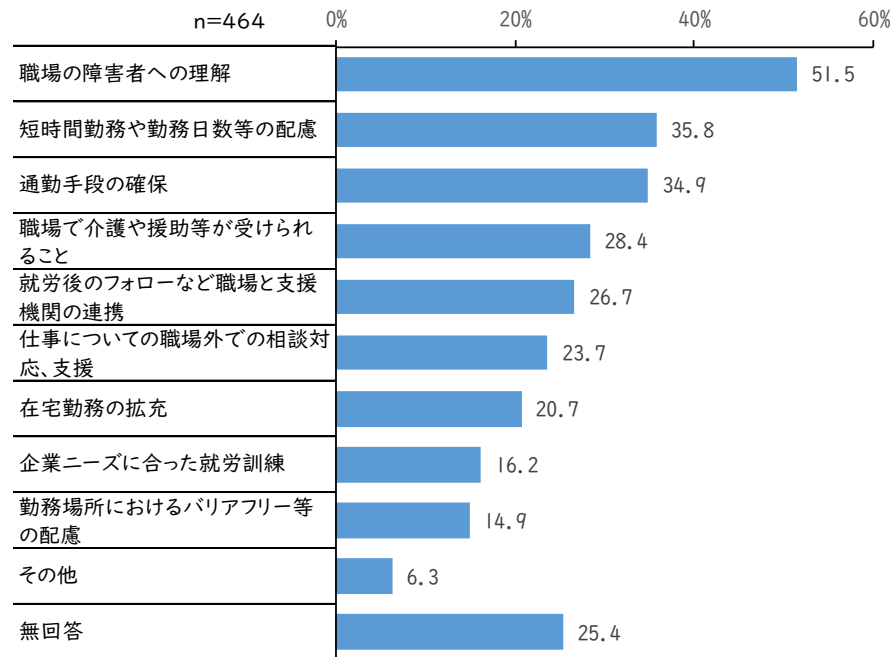
(%)	る高等地域の小・中学校に通っている、	に学・特別支援学校(小)	施設等に通っている	幼(園)稚園、保育所、通園	業訓練、専門学校に通って職	その他	無回答
全体	10.0	5.6	5.3	0.9	2.8	2.6	
身体障害	4.0	2.0	1.7	1.0	1.7	4.0	
知的障害	16.9	12.7	5.9	0.8	3.4	0.8	
精神障害	2.5	0.5	-	1.0	3.0	2.0	
重複障害	0.8	11.3	3.2	-	5.6	1.6	
その他・不明	41.6	2.2	30.3	2.2	1.1	5.6	



(10) 就労支援として必要なこと

障害者の就労支援として必要なことは、「職場の障害者への理解」が多く見られます。

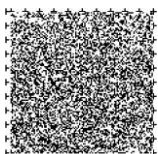
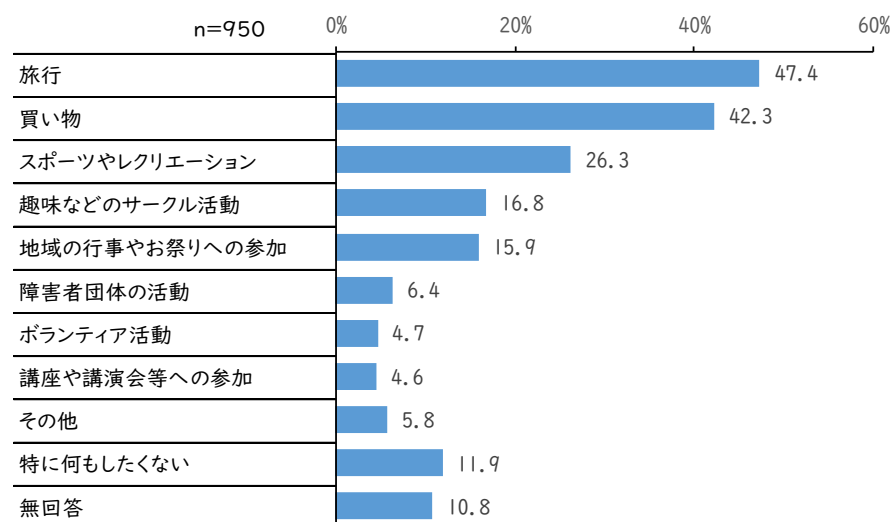
<就労支援として必要なこと>



(11) 希望する余暇活動

希望する余暇活動は、「旅行」、「買い物」、「スポーツやレクリエーション」が多く見られます。

<希望する余暇活動>



(12) 障害支援区分の認定

障害支援区分は区分6が最も重く、区分1から区分6を受けている人は35.8%、区分なし(児童)が25.1%、受けていない人が19.8%となっています。

身体障害者では、障害支援区分の認定を受けていない人が最も多く37.5%となっています。また、重複障害者では「区分6」が最も多く見られます。

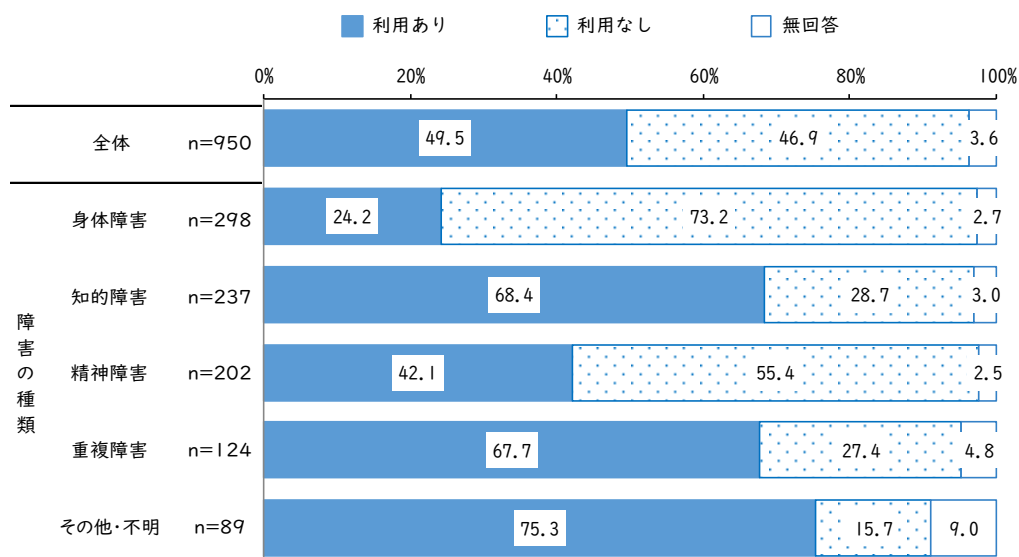
<障害支援区分認定>

(%)	件数	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	区分なし(児童)	受けていない	無回答
全体	470	1.5	5.1	8.3	6.2	6.0	8.7	25.1	19.8	19.4
身体障害	72	2.8	1.4	2.8	2.8	1.4	12.5	16.7	37.5	22.2
知的障害	162	1.2	8.6	10.5	11.1	10.5	7.4	30.9	8.6	11.1
精神障害	85	2.4	5.9	17.6	3.5	2.4	1.2	1.2	27.1	38.8
重複障害	84	1.2	4.8	4.8	7.1	9.5	22.6	17.9	13.1	19.0
その他・不明	67	-	-	1.5	-	-	-	59.7	26.9	11.9

(13) 障害福祉サービス等の利用状況

障害福祉サービス等を利用している人は全体の49.5%です。知的障害者、重複障害者、その他の障害者では障害福祉サービス等を利用している人が多く、身体障害者、精神障害者では利用していない人が多く見られます。

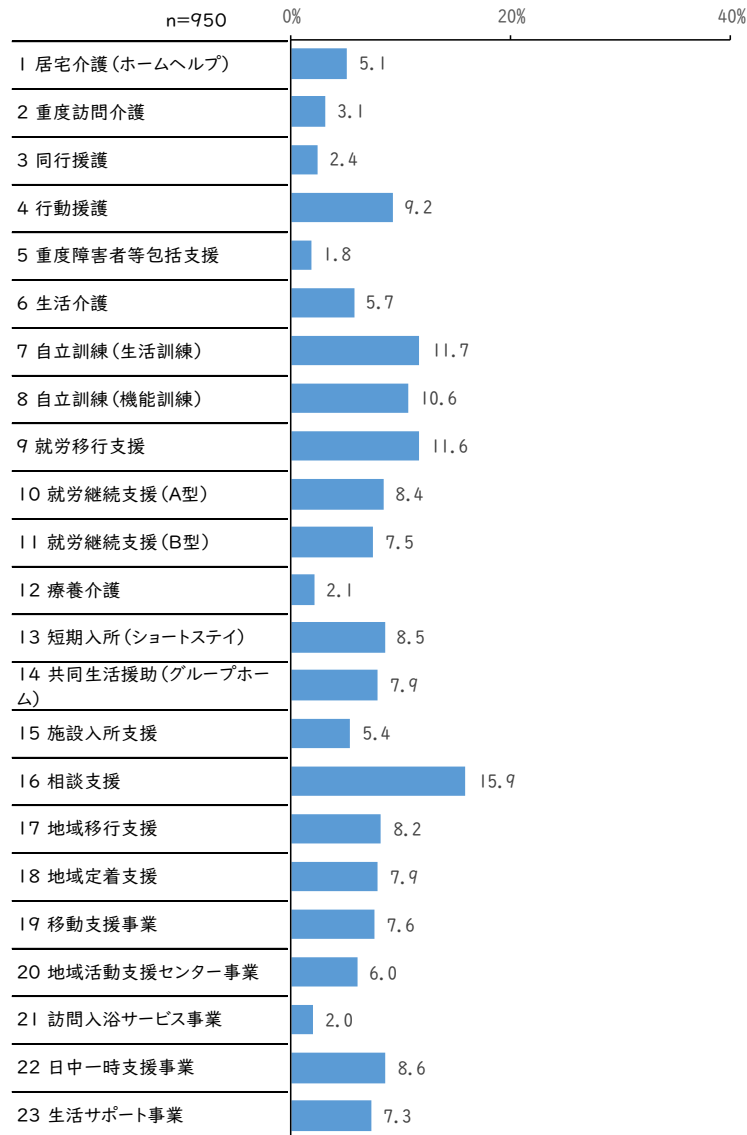
<障害福祉サービス等の利用状況>



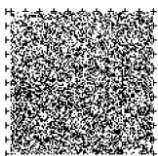
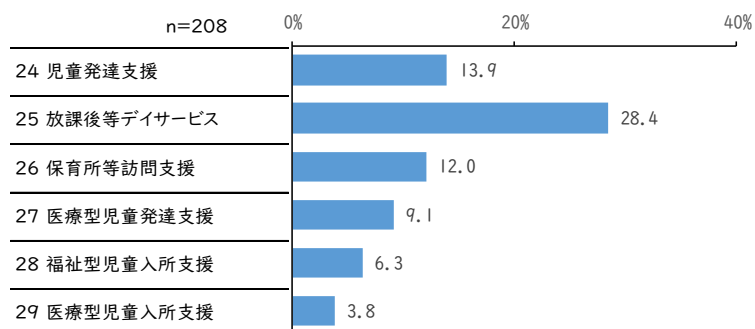
(14) サービスの利用意向

障害福祉サービス等では、「相談支援」の利用意向が最も高く、障害児のサービスでは「放課後等デイサービス」の利用意向が最も高くなっています。

<障害福祉サービス等>



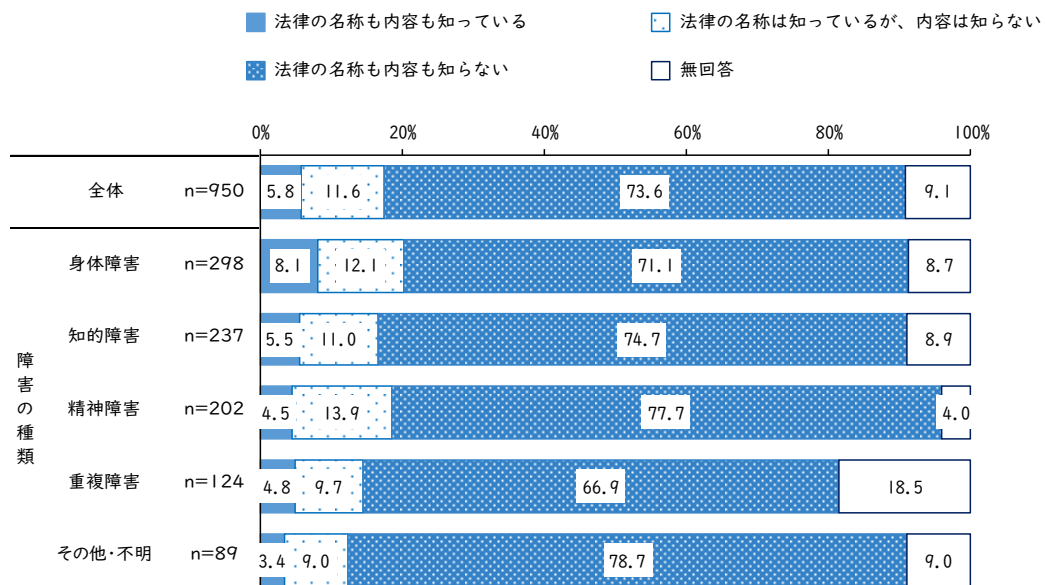
<障害児通所支援等>



(15) 障害者差別解消法の周知度

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の名前も内容も知らない人が多く見られます。

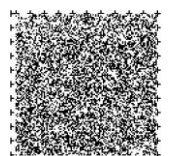
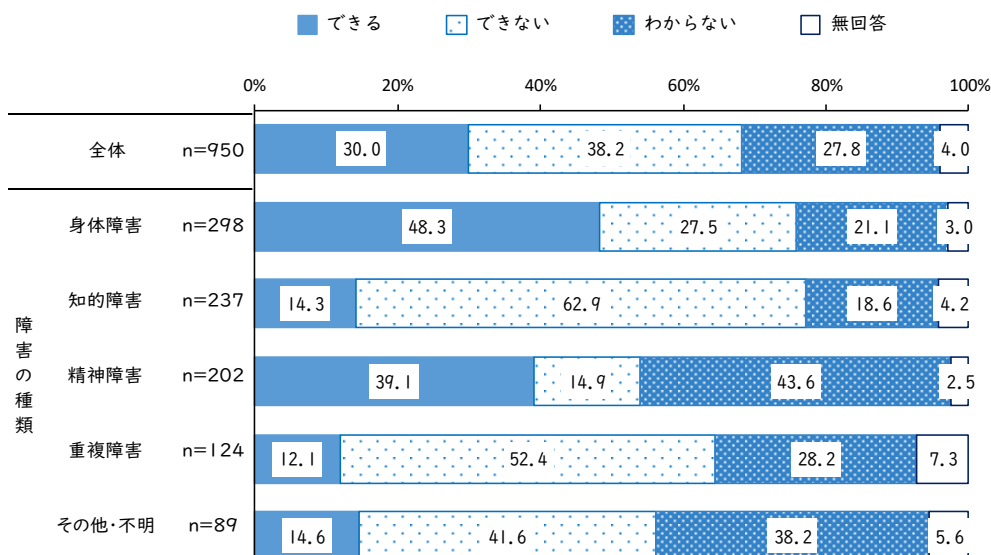
<障害者差別解消法の周知度>



(16) 災害時の避難の可否

災害時に1人で避難できる人は全体の30.0%です。知的障害者、重複障害者では、1人で避難できない人が多く見られます。

<災害時の避難の可否>





第2章 稲沢市の障害者の現状

3 第5期計画の成果目標評価

第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画では、5つの項目について目標を掲げました。平成30年度及び令和元年度の実績は以下のとおりです。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

第5期計画では、国の基本指針に基づき、施設入所者数を令和2年度末までに、平成28年度末と比べて2%（2人）減少させることをめざしてきました。

令和元年度末時点の施設入所者数は80人であり、平成28年に対して6%弱（5人）の減少となり目標を達成しました。しかしながら、施設入所から地域生活へ移行する人数の目標値6人に対して、第5期期間の実績見込みは2人となっています。

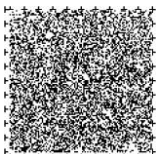
項目	平成28年度実績	目標	平成30年度実績	令和元年度実績
施設入所者数	85人	83人	85人	80人
施設入所者の削減数		2人	0人	5人
施設入所から地域生活へ移行する人数		6人	1人	1人

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針では、令和2年度末までに「市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場」を設置することが求められていました。

本市では、平成30年度から基幹相談支援センター主催による会議を開催し、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設けています。

項目	目標	実績
市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	令和2年度末までに設置	平成30年度から地域移行について基幹相談支援センター主催で会議を開催



(3) 地域生活支援拠点等の整備

国の基本指針では、「相談」、「緊急時の受け入れ・対応」、「体験の機会・場」、「専門的人材の確保・養成」、「地域の体制づくり」の5つの機能を有する地域生活支援拠点を令和2年度末までに整備することが求められていました。

本市では、平成30年度から令和2年度に地域自立支援協議会で地域生活支援拠点整備について検討し、面的整備を行います。

項目	目標	実績
地域生活支援拠点等の整備	令和2年度末までに設置	面的整備で令和3年度実施

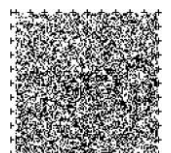
(4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設から一般就労への移行等について、国の基本指針では次のことが求められていました。

- 福祉施設から一般就労への移行者数を、平成28年度の1.5倍以上
- 就労移行支援事業利用者数を、平成28年度の2倍以上
- 就労移行支援事業所ごとの就労移行率が3割以上という事業者が全体の5割以上
- 就労定着支援事業所による1年後の職場定着率を8割以上

平成29年に市内に就労支援事業所が開設したことにより、就労移行支援利用者が増加しました。福祉施設から一般就労への移行者数、就労移行支援事業利用者数、就労定着支援事業所による1年後の職場定着率の3指標については、いずれも目標値を上回っています。

項目	平成28年度実績	目標	平成30年度実績	令和元年度実績
福祉施設から一般就労への移行者数	12人	18人	31人	20人
就労移行支援事業利用者数	20人	25人	26人	33人
就労移行支援事業所ごとの就労移行率が3割以上の事業所の割合		50%	50%	50%
就労定着支援事業所による1年後の職場定着率		80%	—	100%



(5) 障害児支援の提供体制の整備等

障害児支援の提供体制の整備について、国の基本指針では次のことが求められていました。

- 児童発達支援センターを少なくとも1か所以上設置する
- 保育所等訪問支援を利用できる体制を令和2年度末までに整備する
- 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を、市町村または圏域に1か所以上確保する
- 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を平成30年度末までに設置する

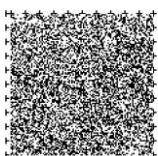
本市では、児童発達支援センターを令和3年度以降に設置する方向で進めています。

保育所等訪問支援を利用できる体制については、令和2年4月から1か所で事業を開始しています。

主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、令和2年5月から1か所で事業を開始しています。

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場については、平成30年度から地域自立支援協議会地域生活支援部会に作業部会を設置して協議しています。

項目	目標	実績
児童発達支援センターの設置	令和3年度以降設置予定	令和2年度までに未設置
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	令和2年度末までに構築	令和2年4月に1か所事業開始
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	令和2年度末までに市内に1か所	令和2年5月に1か所事業開始
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	平成30年度末までに設置	平成30年度から地域自立支援協議会地域生活支援部会に作業部会設置





4 今後3年間の障害者数

(1) 将来人口の見込み

第6期計画の期間内における人口については、以下のように見込んでいます。

<将来人口の見込み>

(人)

	令和2年 (実績)	令和3年	令和4年	令和5年
人口の見込み(総数)	136,467	136,016	135,493	134,900
18歳未満	21,466	21,075	20,732	20,397
18～64歳	77,786	77,442	77,154	76,828
65歳以上	37,215	37,499	37,607	37,675

注) 住民基本台帳(平成30年から令和2年の各年4月1日時点)のデータから、センサス変化率法を用いて推計した。

(2) 障害者数の見込み

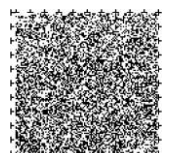
前項に記載した人口の見込み及び障害者数の変動を踏まえて、第6期計画期間内における障害者数を下記のとおり見込みます。

<障害者数の見込み>

(人)

	令和2年 (実績)	令和3年	令和4年	令和5年
人口の見込み(総数)	136,467	136,016	135,493	134,900
障害者数	6,675	6,786	6,921	7,061
身体障害者	4,482	4,496	4,522	4,548
知的障害者	1,008	1,031	1,058	1,086
精神障害者	1,185	1,259	1,341	1,427

注) 将来人口推計値に、平成28年から令和2年の障害者手帳所持者数の増加率を用いて推計した。





第3章 計画の目標

1 計画の基本的な考え方

「稲沢市障害者計画」では、『誰もがともに人格と個性を尊重し、支え合うまちをめざす』ことを基本理念とし、すべての市民が、障害の有無によって分け隔てられることなく共生する社会（地域共生社会）の実現をめざしています。障害のある人が必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加し、自らの能力を最大限発揮して自己実現できるまちをめざしています。

本計画では、この基本理念を踏まえ、以下の4点に関する取り組みを推進します。

① 地域生活支援拠点の機能の充実

障害者が安心して住み慣れた地域で暮らし続けることができるように、令和2年度に整備した地域生活支援拠点の緊急時対応の機能について、事例を検証して運用方法を検討して行くとともに、体験の機会・場などの機能の整備を図ります。

② 障害のある人と共に暮らす意識づくり

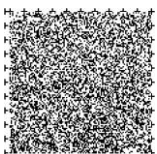
すべての市民が地域の課題を“自分ごと”として捉え、「支え手」「受け手」という関係を超えて参画し、ともに地域を創っていくという「地域共生社会」の考え方を普及します。また、障害の有無に関わらず全ての子どもが共に成長し、地域社会の一員である認識を持てるような育成環境を整えます。

③ 障害者の地域生活を支える基盤づくり

障害者の自己決定を尊重し、障害者が地域で望む生活を送るため、在宅生活を支えるために必要とされる訪問系サービス、障害者が希望する日中活動系サービス、地域における居住の場としてのグループホーム等の整備を図ります。また、働く意欲のある障害者の就労に関する支援、文化芸術活動の機会の提供など、障害者の社会参加の促進を図ります。

④ 多機関協働による連携の推進

障害者が地域で生活していくうえで、様々なニーズがあり、障害者本人のみならず、世帯状況の変化に伴い必要な支援内容・課題が複雑化していくことがあります。障害の属性に関わらずそれらの相談を受け止め、対応またはつなぐ機能、多機関協働のコーディネート機能及び継続的につながり続ける伴走機能といった、多様な役割を担う相談支援体制を充実させていきます。





2 国の基本指針

(1) 基本的理念

国が示す基本指針に記載されている基本的理念は、以下のとおりです。

① 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害福祉サービス及び障害児福祉サービス等の提供体制の整備を進める必要があります。

② 市町村を基本とした障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

障害者等がその障害種別によらず、地域で障害福祉サービス及び障害児福祉サービス等を受けることができるよう、市を実施主体とした提供体制づくりを進める必要があります。

③ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

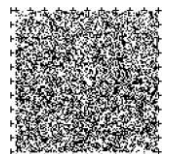
障害者等が自立して生活しやすい環境づくりに向け、地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整える必要があります。

④ 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域共生社会の実現に向けて取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域の実態に沿った包括的な支援体制の構築に取り組む必要があります。

⑤ 障害児の健やかな育成のための発達支援

障害児及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障害児通所支援、障害児相談支援等を充実するとともに、質の高い専門的な発達支援の実施体制を構築する必要があります。



⑥ 障害福祉人材の確保

障害者の重度化・高齢化が進む中で様々な障害福祉サービス等を提供していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材確保が必要になります。専門性を高める研修の実施、多職種間の連携の推進等を行う必要があります。

⑦ 障害者の社会参加を支える取組

障害者の地域における社会参加を促進するためには、障害者の多様なニーズを踏まえて支援する必要があります。特に、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律を踏まえ、障害者の文化芸術活動の機会の確保等を通じて、障害者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図る必要があります。

(2) 障害福祉サービスの基盤整備の考え方

障害福祉サービスの基盤整備については、以下の8つの考え方に基づいて進めます。

① 訪問系サービスの充実

障害者が地域で生活していくため、訪問系サービスの更なる充実を図ります。

② 日中活動系サービスの充実

障害者が地域で自立した日常生活や社会生活を営むため、希望する日中活動系サービスの更なる充実を図ります。

③ グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実

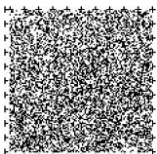
地域における居住の場としてグループホームの充実を図るとともに、地域生活支援拠点の整備と機能の充実を図ります。

④ 福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労移行支援及び就労定着支援事業等の推進により、障害者の福祉施設から一般就労への移行及び定着を進めます。

⑤ 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対する支援体制の充実

強度行動障害や高次脳機能障害のある人に対して、障害福祉サービス等において適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備を図ります。



⑥ 依存症対策の推進

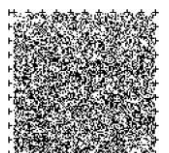
アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策については、依存症に対する誤解及び偏見を解消するための普及啓発等、地域において様々な関係機関が密接に連携して依存症患者等及びその家族に対する支援を行います。

⑦ 相談支援体制の整備・充実

障害者が地域において自立した日常生活や社会生活を営むために、障害福祉サービスの提供体制を確保するとともに、サービス等の適切な利用ができるよう相談支援体制の整備・充実を図ります。

⑧ 障害児支援体制の整備

教育、保育等の関係機関、サービス提供事業者と連携し、障害児とその家族に対して、支援体制の整備に努めます。また、発達障害等、それぞれの障害特性に応じた専門的な支援が提供されるよう関係機関との連携により、十分なサービス提供体制の充実を図ります。





第3章 計画の目標

3 障害福祉計画・障害児福祉計画の 成果目標

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

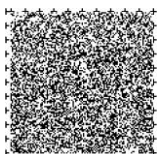
<国の考え方>

- 令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- 令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

<市の考え方>

- 施設入所者の障害の重度化や高齢化により、施設入所者の地域移行に関するニーズ調査では地域移行を希望するかたは少なく、また、市内には2か所入所施設があることから、アンケート調査では将来の生活の場として施設入所の希望が多くありました。施設での生活を希望する意向をふまえ、年1人以上の地域生活への移行を目標とします。
- 将来の生活の場の希望のアンケート結果では、施設での生活を希望するかたがいます。今後も入所するかたがあると考えられるため、施設入所者数の削減については、国の考え方を踏まえて目標を設定します。

項目	目標
地域移行者数	令和元年度末時点の施設入所者数は80人です。年1人以上の地域生活への移行の実現を目標とし、令和5年度末までに3人以上の移行を目指します。
施設入所者数の削減	令和元年度末時点の施設入所者数の80人を、令和5年度末までに1.6%以上の減少をめざし、78人以下とします。



(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

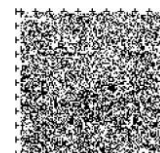
<国の考え方>

- 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本とする。
- 令和5年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数（65歳以上・未満）の目標値を、国が提示する推計式を用いて設定する。
- 精神病床における早期退院率に関して、入院後3か月時点の退院率については69%以上、入院後6か月時点の退院率については86%以上、入院後1年時点の退院率については92%以上とすることを基本とする。

<市の考え方>

- 精神疾患は、全ての人にとって身近な病気であり、精神障害者保健福祉手帳の所持者は今後も増加していくと見込んでいます。国の考えに基づき、精神障害者が地域で安心して日常生活及び社会生活を送ることができるように、保健所主催の会議に出席して精神障害者の現状把握に努めるとともに、地域移行のため医療機関との連携等について検討します。保健、医療及び福祉関係者が集まり協議できる場として、地域自立支援協議会に地域移行のための作業部会の設置も検討していきます。

項目	目標
令和5年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）	65歳以上 18人 65歳未満 21人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	年1回以上
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加人数	保健1人、 医療（精神科）2人、 福祉6人、介護1人、 当事者及び家族等1人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	年1回以上



(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

<国の考え方>

- 地域生活支援拠点等について、令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上確保しつつ、その機能を充実するため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

<市の考え方>

- 地域生活支援拠点の機能を充実するため、地域自立支援協議会の地域生活支援部会等を活用して、事例の検討や運用状況を検証し、未整備の機能について整備方法を検討することを基本とします。

項目	設置箇所数	目標
地域生活支援拠点の運用状況の検証・検討	1か所	年3回以上

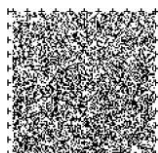
(4) 福祉施設から一般就労への移行等

<国の考え方>

- 一般就労への移行者数を令和元年度の1.27倍にする。
 - うち 就労移行支援事業を通じた移行者数：1.30倍
 - 就労継続支援A型事業を通じた移行者数：1.26倍
 - 就労継続支援B型事業を通じた移行者数：1.23倍
- 就労定着支援事業利用者：一般就労移行者のうち、7割以上が利用する。
- 就労定着率8割以上の就労定着支援事業所：全体の7割以上とする。

<市の考え方>

- 就労については、景気等に左右されるものではありませんが、国の考えに基づき、次のように目標を設定します。なお、令和元年度末時点で稲沢市内に就労定着支援事業所がないため、就労移行支援事業所に開設を働きかけていきます。
- 発達障害等により就職活動等に支援が必要な学生の就労移行支援事業の利用や、就労を希望する高齢障害者の就労継続支援B型事業の利用など、対象者のニーズに合わせて支援を実施していきます。



項目	目標
一般就労への 移行者数	就労移行支援事業等 ^{※1} を通じて一般就労に移行する者 令和元年度実績の1.27倍以上 【令和元年度実績】20人 【令和5年度目標】26人以上
	うち、就労移行支援事業を通じて一般就労に移行する者 令和元年度実績の1.3倍以上 【令和元年度実績】14人 【令和5年度目標】19人以上
	うち、就労継続支援A型事業を通じて一般就労に移行する者 令和元年度実績の1.26倍以上 【令和元年度実績】3人 【令和5年度目標】4人以上
	うち、就労継続支援B型事業を通じて一般就労に移行する者 令和元年度実績の1.23倍以上 【令和元年度実績】0人 【令和5年度目標】1人以上
就労定着支援 事業利用者数	就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち 就労定着支援事業を利用する者 【令和5年度目標】7割以上
就労定着率 ^{※2}	就労定着支援事業の就労定着率 【令和5年度目標】 就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上

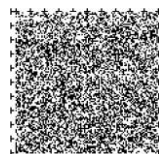
※1 生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援

※2 過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

<国の考え方>

- 令和5年度末までに、各市町村において児童発達支援センターを1か所以上設置し、児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施する等により、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を、各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
- 各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。



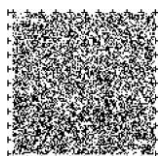
<市の考え方>

- 国の指針では、児童発達支援センターを令和5年度末までに設置することとなっています。本市では、ひまわり園で相談、児童発達支援、保育所等訪問支援などの事業を実施し、児童発達支援センターと同様のサービス提供を行い、障害のある子ども等及びその家族への支援の充実を図っておりますが、ひまわり園には調理室の設備がないため、児童発達支援センターの要件を満たせていません。そのため、令和5年度に閉園予定の保育園の施設を改修後にひまわり園を移転し、令和7年度までに児童発達支援センターの設置を予定しています。
- 重症心身障害児を支援する通所支援施設など、地域で重度の障害のある子どもが生活するうえで必要となる事業を実施します。

項目	目標
児童発達支援センターの設置	令和7年度までに設置
保育所等訪問支援の実施	令和2年4月に1か所実施 上記体制を維持継続していく
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所	令和2年5月から1事業所にて事業開始 (児童発達支援、放課後等デイサービス) 上記体制を維持継続していく
医療的ケア児支援のための協議の場の設置	保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るため、地域自立支援協議会で協議する
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	令和2年現在、医療的ケア児に関するコーディネーター4名配置 今後も人材の養成を進め、随時増員していく(令和5年末時点で7人)

- 発達障害児等の早期発見・早期支援には、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や関わりかたを身につけ、適切な対応ができることが必要です。今後、児童発達支援センターの設置と共に、発達障害児等及びその家族に対する支援体制の構築を検討していきます。

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム受講者数	0人	16人	16人
ペアレントメンターの人数	0人	0人	0人
ピアサポート活動への参加人数	10人	15人	15人



(6) 相談支援体制の充実・強化等

<国の考え方>

- 各市町村又は各圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保する。

<市の考え方>

- 障害者のみの問題ではなく、家族の高齢化、8050問題に代表される、複雑化・複合化した課題のある支援の必要な世帯が増加しています。属性を超えた包括的な支援体制を円滑に構築し、支援を推進するため、福祉総合相談窓口など多機関と協働し、連携して問題解決を図れるよう、相談支援事業所の体制の充実や相談員の資質向上を図り、相談事業を充実します。

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援		実施	実施	実施
地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	112件	112件	112件
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	2件	2件	2件
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	20回	20回	20回

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

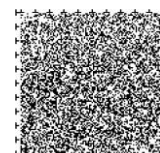
<国の考え方>

- 各都道府県や各市町村において、サービスの質を向上させるための体制を構築する。

<市の考え方>

- 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を、実施する体制を構築します。

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	1人	1人	1人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	1回	1回	1回





1 障害福祉計画

(1) 障害福祉サービス等

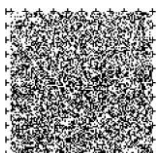
① 訪問系サービス

<サービスの概要>

サービス名	内容
居宅介護	自宅で、入浴、排泄、食事の介護、調理・洗濯などの家事、生活等に関する相談や助言等、生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者及び重度の知的・精神障害者で常に介護を必要とする人に、自宅や病院等で入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出するときに、必要な視覚的情報の支援、外出先での排泄、食事等の必要な支援を行います。
行動援護	知的障害や精神障害により行動に著しい困難を有する人が外出するときに、危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排泄、食事の介護など、必要な支援を行います。
重度障害者等包括支援	常時介護を必要とする人に、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的にを行います。

<訪問系サービスの利用状況>

訪問系サービスの利用状況についてみると、居宅介護は利用時間、利用人数ともに実績値は計画値を下回りました。同行援護、行動援護は平成30年度については実績値が計画値を上回りましたが、令和元年度は新型コロナウイルス感染予防の観点から、3月の利用者数・利用時間が減少しました。重度訪問介護、重度障害者等包括支援については、令和元年度までに利用実績がありませんでした。



訪問系サービスの利用状況（1月あたり）

上段：計画値、下段：実績値

	平成 29 年度			平成 30 年度			令和元年度		
	利用時間 (時間)	利用者数 (人)	事業所数 (か所)	利用時間 (時間)	利用者数 (人)	事業所数 (か所)	利用時間 (時間)	利用者数 (人)	事業所数 (か所)
居宅介護	3,520	141	-	3,136	151	-	3,344	161	-
	2,920	146	14	2,674	140	15	2,492	136	15
重度訪問介護	-	-	-	0	0	-	15	1	-
	0	0	14	0	0	13	0	0	13
同行援護	-	-	-	403	24	-	436	26	-
	397	23	8	496	25	8	389	24	9
行動援護	-	-	-	41	6	-	41	6	-
	85	7	1	56	6	1	0	0	1
重度障害者等 包括支援	-	-	-	0	0	-	0	0	-
	0	0	0	0	0	0	0	0	0

資料：福祉課（各年度3月実績）

※第4期、平成29年度の訪問系サービスの計画値は、居宅介護にまとめて計上。

<見込み量の算出方法>

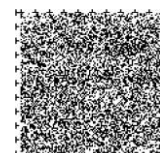
- 平成29年度から令和元年度の実績（各サービスの利用時間、利用人数、支給決定者数）の変動をもとに、令和3年度から令和5年度における事業量を推計し、見込み量を算出しました。

<サービス見込み量（1月あたり）>

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	利用時間 (時間)	利用者数 (人)	利用時間 (時間)	利用者数 (人)	利用時間 (時間)	利用者数 (人)
居宅介護	2,490	143	2,500	145	2,520	148
重度訪問介護	30	1	50	2	50	2
同行援護	455	25	463	25	471	26
行動援護	29	7	31	7	33	8
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0

<見込み量を確保するための方策>

- 居宅介護については、第4期計画期間の利用実績の増加から、第5期計画では利用の増加を見込んでいましたが、平成29年度から令和元年度の利用実績は減少しています。居宅介護の支給決定者数は増加しており、潜在的なニーズは高いと考えられます。
- 同行援護については、障害独自のサービスであるため、高齢障害者の増加等もあり利用は増加しています。直近3年間の利用実績の変動から、当面は利用時間・利用者数ともに増加することを見込みます。

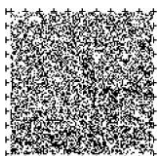


- 行動援護については、市内に事業所が少なく、第4期計画期間から第5期計画期間にかけて利用実績の変動は小さい状況です。
- 同行援護、行動援護など障害特性に応じたサービスについては、その専門性などにより対応できる支援員に限られることから、事業所の人材確保が大きな課題のひとつであると考えられます。また、居宅介護においても、派遣を希望する時間帯の重複、ヘルパーの不足などで、利用者の希望するようには派遣が困難である事例があります。事業所連絡会などで訪問系サービスの課題を整理し、対策を検討していきます。
- 重度障害者等包括支援については、市内及び周辺に事業所がなく、対象者も限定的であるため利用を見込んでいませんが、サービスを周知するとともに、今後のニーズを注視しながら必要に応じて適切にサービス提供できるように努めます。

② 日中活動系サービス

<サービスの概要>

サービス名	内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練)	身体障害者や難病患者に対して、リハビリテーションやコミュニケーションなどの実践的なトレーニングや生活等への相談・助言を行います。
自立訓練 (生活訓練)	知的障害者や精神障害者に対して、自立した日常生活を営むために必要な訓練、相談や助言等を行います。
就労移行支援	就労を希望する障害者で、通常の事業所に雇用されることが可能な者に、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練、就職活動への支援等を行います。
就労継続支援	通常の事業所に雇用されることが難しい障害者に、生産活動などの機会の提供、就労に必要な知識や能力の向上のための支援等を行います。雇用契約に基づき最低賃金が保証されるA型と、雇用契約を結ばないB型があります。
就労定着支援	通常の事業所に雇用された障害者の就労の継続を図るため、雇用により生じる問題等への相談、指導及び助言等を行います。
療養介護	病院において、機能訓練、看護、医学的管理のもとにおける常時介護を要する障害者に、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護及び日常生活上の世話を行います。
短期入所	居宅で介護を行っている人の疾病等により、介護を行うことができないときに、障害のある人を施設に短期間入所させて、入浴、排泄及び食事の介護等の必要な支援を行います。



<日中活動系サービスの利用状況>

日中活動系サービスの利用状況についてみると、多くのサービスで計画値を上回っています。第5期計画期間に市内では生活介護、自立訓練、就労継続支援の事業所が開所し、それに伴い利用実績も増加しております。

日中活動系サービスの利用状況（1月あたり）

上段：計画値、下段：実績値

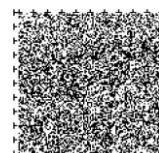
	平成 29 年度			平成 30 年度			令和元年度		
	利用量 (人日)	利用者数 (人)	事業所数 (か所)	利用量 (人日)	利用者数 (人)	事業所数 (か所)	利用量 (人日)	利用者数 (人)	事業所数 (か所)
生活介護	4,870	237	-	5,327	262	-	5,510	271	-
	5,326	256	12	5,255	250	13	5,142	241	13
自立訓練 (機能訓練)	20	1	-	13	1	-	13	1	-
	0	0	0	4	1	0	33	3	0
自立訓練 (生活訓練)	108	5	-	63	5	-	76	6	-
	210	10	0	135	10	1	74	5	1
就労移行 支援	359	24	-	403	25	-	435	27	-
	575	32	2	403	26	2	615	33	2
就労継続 支援(A型)	1,589	83	-	1,865	92	-	1,885	93	-
	2,222	112	6	2,490	125	6	2,543	125	6
就労継続 支援(B型)	2,449	139	-	3,039	178	-	3,312	194	-
	3,224	179	11	3,344	195	12	3,432	196	11
就労定着 支援	-	0	-	-	1	-	-	2	-
	-	0	0	-	7	0	-	8	0
療養介護	-	12	-	-	16	-	-	17	-
	-	15	0	-	15	0	-	13	0
短期入所 (福祉型)	414	51	-	243	39	-	252	42	-
	213	46	6	256	58	5	184	44	4
短期入所 (医療型)	20	3	-	4	1	-	4	1	-
	3	1	0	0	0	0	4	1	0

資料：福祉課（各年度3月実績）

※第5期（平成30年度、令和元年度）計画の自立訓練（宿泊型）は、自立訓練（生活訓練）に合わせて計上。

<見込み量の算出方法>

- 平成29年度から令和元年度の実績（各サービスの利用量、利用人数、支給決定者数）の変動をもとに、令和3年度から令和5年度における事業量を推計し、入所施設等から地域への移行者や新たなニーズ等も踏まえて見込み量を算出しました。

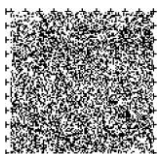


<サービス見込み量（1月あたり）>

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	利用量 (人日)	利用者数 (人)	利用量 (人日)	利用者数 (人)	利用量 (人日)	利用者数 (人)
生活介護	5,098	246	5,087	243	5,076	240
自立訓練（機能訓練）	22	2	22	2	30	3
自立訓練（生活訓練）	146	9	149	9	151	9
就労移行支援	639	34	677	36	699	37
就労継続支援（A型）	2,605	132	2,778	140	2,963	148
就労継続支援（B型）	4,231	246	4,463	258	4,757	272
就労定着支援	-	9	-	10	-	11
療養介護	-	14	-	14	-	14
短期入所（福祉型）	192	44	197	45	202	46
短期入所（医療型）	4	1	4	1	4	1

<見込み量を確保するための方策>

- 生活介護については、直近3年間の利用がやや減少していますが、障害のある人の重度化、また特別支援学校卒業生の進路先として需要が見込まれていることから、今後もニーズが高いサービスであると考えられます。利用量が最も多い日中活動系サービスであるため、ニーズを充足できるサービス提供体制を確保していきます。
- 就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援については、利用が増加傾向にあります。利用者のアセスメントなどを行い、希望する就労形態に対応した支援を、適切に提供できる体制を整備していきます。
- 市内に就労継続支援事業所が増加していることから、市の物品及び役務について、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づいて障害者就労施設等から調達を図ることにより、事業所の安定的な運営を支援します。
- 短期入所については、支給決定数と利用実績の差から潜在的なニーズは高いと考えられます。今後、地域生活支援拠点の機能の、緊急時の受け入れ先としても重要なサービスであるため、確保のための方策等について検討していきます。
- 自立訓練（機能訓練）、療養介護については、市内に事業所がなく、また利用者の少ないサービスですが、近隣市の事業所と連携し、サービスが提供できる体制を整えていきます。



③ 居住系サービス

<サービスの概要>

サービス名	内容
自立生活援助	障害者支援施設や共同生活援助(グループホーム)等を利用する障害のある人でひとり暮らしを希望する人に対し、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、ひとり暮らしに必要な理解力や生活力を補うために必要な助言や医療機関等との連絡調整など、適時のタイミングで適切な支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日に共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排泄、食事の介護等の必要がある人には、介護サービスも行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日における、入浴、排泄、食事の介護等を行います。

<居住系サービスの利用状況>

居住系サービスの利用状況についてみると、共同生活援助(グループホーム)の利用者数は増加しています。第5期計画期間に市内で共同生活援助事業所数が増加しましたが、市内の事業所がまだ不足しているため、市外の事業所を利用しているかたが多い状況です。

居住系サービスの利用状況(1月あたり)

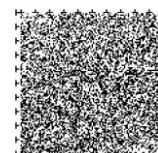
上段：計画値、下段：実績値

	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
	利用者数 (人)	事業所数 (か所)	利用者数 (人)	事業所数 (か所)	利用者数 (人)	事業所数 (か所)
自立生活援助	0	-	1	-	2	-
	0	0	0	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	75	-	81	-	85	-
	84	6	107	8	116	8
施設入所支援	75	-	85	-	84	-
	89	2	85	2	80	2

資料：福祉課(各年度3月実績)

<見込み量の算出方法>

- 平成 29 年度から令和元年度の実績(各サービスの利用人数)の変動をもとに、令和3年度から令和5年度における事業量を推計し、見込み量を算出しました。



<サービス見込み量（1月あたり）>

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	人	0	0	0
うち、精神障害者数	人	0	0	0
共同生活援助	人	137	161	185
うち、精神障害者数	人	52	61	70
施設入所支援	人	80	79	78

<見込み量を確保するための方策>

- 自立生活援助については、市内及び周辺に事業所がないため利用を見込んでいませんが、福祉施設や精神病床の長期入院からの地域移行を見据え、制度を周知するとともに、今後のニーズを注視しながらサービス提供体制を検討していきます。
- 共同生活援助（グループホーム）については、利用者数が増加しており、今後も同様の傾向が想定されます。障害者の地域移行を進める上でも重要な受け皿となるサービスであり、提供体制の拡充が必要と考えています。事業所等に対し国・県の補助金等に係る情報提供などの支援を行うとともに、条件を満たす社会福祉法人の整備する事業所について補助を行い、グループホームの整備推進に取り組みます。

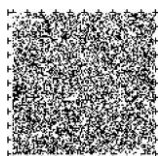
④ 相談支援

<サービスの概要>

サービス名	内容
計画相談支援	障害のある人が障害福祉サービス等を利用する際に、サービス等利用計画などを作成し、サービス提供事業者との連絡・調整、モニタリングを行います。
障害児相談支援	障害のある子ども等が障害児通所支援を利用する際に、サービス等利用計画などを作成し、サービス提供事業者との連絡・調整、モニタリングを行います。
地域移行支援	施設入所や入院等をしている障害のある人に対して、住居の確保や、地域生活への移行等について、相談などの必要な支援を行います。
地域定着支援	居宅でひとり暮らしをしている障害のある人や、家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障害のある人に対して、常時の連絡体制を確保し、緊急時における連絡・相談などの支援を行います。

<相談支援事業の利用状況>

相談支援事業の利用状況についてみると、計画相談支援、障害児相談支援は、サービス利用者の増加に伴い、利用者数が大きく増加しています。地域移行支援、地域定着支援については、平成30年度、令和元年度に支給決定の実績がありませんでした。地域移行支援を利用せずに、平成30年度と令和元年度に各1人施設から地域に移行しています。



相談支援事業の利用状況（1月あたり）

上段：計画値、下段：実績値

	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
	利用者数 (人)	事業所数 (か所)	利用者数 (人)	事業所数 (か所)	利用者数 (人)	事業所数 (か所)
計画相談支援	120	-	96	-	98	-
	100	8	101	8	138	10
障害児相談支援	28	-	51	-	55	-
	42	7	35	7	60	9
地域移行支援	1	-	1	-	1	-
	0	4	0	5	0	7
地域定着支援	1	-	1	-	1	-
	0	4	0	5	0	7

資料：福祉課（各年度3月実績）

<見込み量の算出方法>

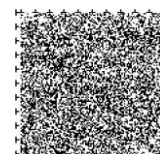
- 平成 29 年度から令和元年度の実績（各サービスの利用人数）の変動をもとに、令和3年度から令和5年度における事業量を推計し、見込み量を算出しました。

<サービス見込み量（1月あたり）>

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人	159	183	211
障害児相談支援	人	67	76	86
地域移行支援	人	1	1	1
うち、精神障害者数	人	1	1	1
地域定着支援	人	1	1	1
うち、精神障害者数	人	1	1	1

<見込み量を確保するための方策>

- 計画相談支援の利用者は増加しています。地域自立支援協議会で相談支援事業所の連絡会を開催し、課題の共有や困難事例の検討ができる場を設置し、相談支援専門員の質の向上や、制度の情報共有など、指定特定相談支援事業所への支援を図ります。地域移行支援や地域定着支援への対応も含めて、県と連携しながら、相談支援員の増員と質の向上に努めます。

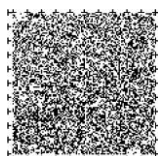


(2) 地域生活支援事業

① 必須事業

<サービスの概要>

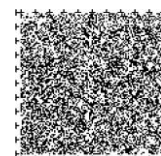
サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	障害のある人が日常生活及び社会生活を送る上で生じる社会的障壁をなくすため、地域の住民に対して、障害のある人に対する理解を深めるための研修や啓発活動等を行います。
自発的活動支援事業	障害のある人が自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、障害のある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援します。
相談支援事業	障害のある人やその保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるように支援します。
成年後見制度利用支援事業	重度の知的障害や精神障害があり、判断能力等に支援が必要な成年後見制度の利用を希望する人に対して、成年後見制度の申し立てに必要な手続きの支援と、経費及び後見人等の報酬を助成します。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活用を支援し、障害のある人の権利擁護を図ります。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能などの障害のために意思疎通を図ることに支障がある人に対して、手話通訳者・要約筆記者の派遣等を行います。
日常生活用具給付等事業	障害のある人等に対して、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付を行います。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚、言語機能、音声機能などの障害のために意思疎通を図ることに支障がある人が、自立した日常生活または社会生活を送ることができるよう、手話で日常会話を行うために必要な手話語彙や手話表現技術を習得できる研修を実施し、手話奉仕員を養成します。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人に対して、社会生活上必要な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出支援を行います。
地域活動支援センター	障害のある人に対して、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。



地域生活支援事業（必須事業）の実施状況

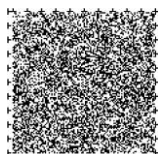
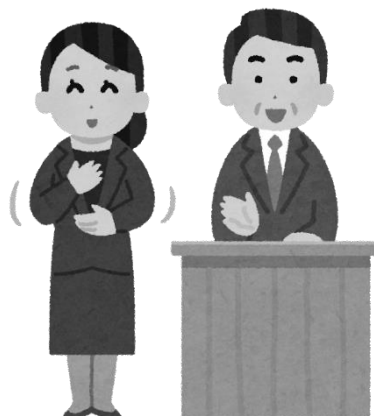
	単位	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
理解促進研修・啓発事業	有無	-	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業	有無	-	有	有	有	有	有
相談支援事業							
障害者相談支援事業	か所	4	3	3	3	4	4
基幹相談支援センター	有無	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	有無	無	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	有無	-	無	有	無	有	無
成年後見制度利用支援事業	人	7	4	7	7	7	7
成年後見制度法人後見支援事業	有無	-	無	無	無	無	無
意思疎通支援事業							
手話通訳者派遣事業	件	-	128	120	128	122	142
要約筆記者派遣事業	件	-	18	19	12	20	9
手話通訳者設置事業	人	-	3	3	3	3	3
日常生活用具給付等事業 給付等件数（年間）							
介護・訓練支援用具	件	14	7	7	9	7	6
自立生活支援用具	件	53	10	20	17	20	18
在宅療養等支援用具	件	40	27	30	29	30	24
情報・意思疎通支援用具	件	41	13	16	18	16	22
排泄管理支援用具	件	2,875	2,202	2,136	2,298	2,136	2,331
住宅改修費	件	5	1	1	1	1	3
手話奉仕員養成研修事業	人	-	13	33	14	33	19
移動支援事業	人	84	112	122	98	125	93
	時間	18,800	4,357	9,157	8,712	9,313	7,371
地域活動支援センター	か所	2	3	3	3	3	3
	人	71	60	65	54	65	59

資料：福祉課（各年度4月～翌3月実績）



< サービス見込み量（年間） >

サービス名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施
自発的活動支援事業	実施	実施	実施
相談支援事業			
障害者相談支援事業	5 か所	5 か所	6 か所
基幹相談支援センター	実施	実施	実施
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	検討	検討	実施
成年後見制度利用支援事業（実利用件数）	11 件	14 件	17 件
成年後見制度法人後見支援事業	実施	実施	実施
意思疎通支援事業			
手話通訳者派遣事業（実利用件数）	150 件	158 件	167 件
要約筆記者派遣事業（実利用件数）	9 件	9 件	9 件
手話通訳者設置事業（設置人数）	3 人	3 人	3 人
日常生活用具給付等事業 給付等件数（年間）			
介護・訓練支援用具	6 件	6 件	6 件
自立生活支援用具	19 件	20 件	22 件
在宅療養等支援用具	23 件	22 件	21 件
情報・意思疎通支援用具	24 件	26 件	29 件
排泄管理支援用具	2,383 件	2,436 件	2,491 件
住宅改修費	3 件	3 件	3 件
手話奉仕員養成研修事業（養成講習修了人数）	21 人	23 人	25 人
移動支援事業	89 人	91 人	94 人
	8,036 時間	8,761 時間	9,551 時間
地域活動支援センター	4 か所	4 か所	4 か所
	61 人	64 人	66 人



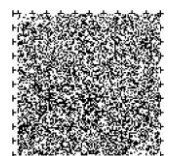
② 任意事業

<サービスの概要>

日常生活支援	内容
福祉ホーム	家庭環境や住宅事情等により、居宅で生活することが困難な人に対し、低額な料金で居室その他の設備の提供、日常生活に必要な便宜の提供等を行います。
訪問入浴サービス事業	地域における重度の身体障害及び知的障害のある人の生活を支援するため、訪問により居宅で入浴サービスを提供します。
生活訓練	障害のある人に対して、日常生活上必要な訓練・指導等を行います。
日中一時支援事業	家族の就労支援や一時的な休息のため、障害のある人に活動の場を提供し、見守りや社会適応のための訓練を実施します。
社会参加支援	内容
レクリエーション活動支援	障害のある人の体力増強、交流及び社会参加のため、障害者スポーツ大会や社会見学等を行います。
芸術・文化活動振興	障害のある人の芸術・文化活動のための環境の整備や必要な支援を行います。
点字・声の広報等発行事業	文字による情報入手が困難な障害のある人に対して、点訳・音声訳等の方法により、市の広報や生活情報等を定期的または必要に応じて提供します。
奉仕員養成研修	多様化している利用者のニーズに応えるため、ボランティアの点訳・音声訳奉仕希望者の技術講習会を実施します。

地域生活支援事業（任意事業）の実施状況

日常生活支援	単位	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
福祉ホーム	実利用者数（人）	1	1	1	1	1	1
訪問入浴サービス事業	実利用者数（人）	5	7	7	8	7	9
生活訓練	実利用者数（人）	4	4	5	5	6	6
日中一時支援事業	実利用者数（人）	198	155	140	162	140	156
	延べ利用日数(人日)	4,697	6,161	4,933	8,257	4,933	8,460



社会参加支援	単位	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
レクリエーション活動支援	実施の有無	有	有	有	有	有	有
芸術・文化活動振興	実施の有無	有	有	有	有	有	有
点字・声の広報等発行事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
奉仕員養成研修	実施の有無	有	有	有	有	有	有

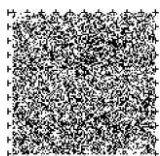
資料：福祉課（各年度 4 月～翌 3 月実績）

<サービス見込み量（年間）>

日常生活支援	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
福祉ホーム	実利用者数（人）	1	1	1
訪問入浴サービス事業	実利用者数（人）	10	10	11
生活訓練	実利用者数（人）	6	6	6
日中一時支援事業	実利用者数（人）	162	168	175
	延べ利用日数(人日)	8,790	9,133	9,489
社会参加支援	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
レクリエーション活動支援	実施の有無	有	有	有
芸術・文化活動振興	実施の有無	有	有	有
点字・声の広報等発行事業	実施の有無	有	有	有
奉仕員養成研修	実施の有無	有	有	有

<見込み量を確保するための方策>

- アンケートの結果から、障害や障害のある人に対する理解を深めることが必要であるため、研修や啓発活動を行います。
- 令和 3 年度から開設される成年後見センターにおいて、成年後見制度に関する相談支援を充実し、法人後見を受任できる体制を整えます。また、成年後見制度利用に必要な費用を負担することが困難な人に対し、その費用の全部又は一部を助成することにより、成年後見制度の利用を推進していきます。
- 意思疎通支援として、手話通訳者や要約筆記者を個人への派遣のほか市主催のイベントなどに派遣し、意思疎通の必要なかたの活動の場の拡大に努めます。
- 障害のある人の社会生活、社会参加を支援するために事業をひきつづき実施していきます。併せて相談支援員などを通じて、制度の周知、利用の促進を図ります。





2 障害児福祉計画

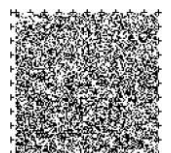
(1) 障害児通所支援

<サービスの概要>

サービス名	内容
児童発達支援	障害のある未就学児等に対して、日常生活における基本動作の指導や、知識技能の付与、集団生活への適応のための訓練等を行います。
医療型児童発達支援	未就学の肢体不自由児に対して、医療的管理下で日常生活における基本動作の指導や、知識技能の付与、集団生活への適応のための訓練等を行います。
放課後等デイサービス	学校に通学中の障害のある子ども等に対して、生活能力向上のための訓練や創作活動、社会との交流の機会などを提供し、家庭や学校とは異なる環境での体験を通して、自立を促進するとともに、放課後や夏休み等の長期休暇中の居場所を提供します。
保育所等訪問支援	障害のある子ども等が通う保育所等に訪問し、子どもや職員に対して、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度障害のある子ども等で、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な場合に、居宅を訪問して発達の支援を行います。

<障害児通所支援の利用状況>

障害児通所支援の利用状況についてみると、医療型児童発達支援、放課後等デイサービスは年々利用者・利用量が共に増加していますが、令和元年度については、新型コロナウイルス感染予防の観点から利用者数が減少しています。



障害児通所支援の利用状況（1月あたり）

上段：計画値、下段：実績値

	平成 29 年度			平成 30 年度			令和元年度		
	利用量 (人日)	利用者数 (人)	事業所数 (か所)	利用量 (人日)	利用者数 (人)	事業所数 (か所)	利用量 (人日)	利用者数 (人)	事業所数 (か所)
児童発達支援	468	62	-	819	98	-	911	109	-
	1,056	106	11	977	107	11	912	90	10
医療型 児童発達支援	10	2	-	39	5	-	39	5	-
	28	6	0	36	8	0	2	2	0
放課後等デイ サービス	2,057	177	-	3,162	230	-	3,492	254	-
	2,878	199	16	3,131	230	18	2,752	205	19
保育所等 訪問支援	5	1	-	0	0	-	1	1	-
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型 児童発達支援	0	0	-	5	1	-	7	1	-
	0	0	0	0	0	0	0	0	0

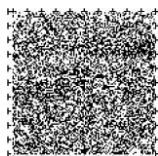
資料：福祉課（各年度3月実績）

<見込み量の算出方法>

- 平成 29 年度から令和元年度の実績（各サービスの利用量、利用人数、支給決定者数）の変動をもとに、令和3年度から令和5年度における事業量を推計し、見込み量を算出しました。

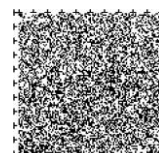
<サービス見込み量（1月あたり）>

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	利用量 (人日)	利用者数 (人)	利用量 (人日)	利用者数 (人)	利用量 (人日)	利用者数 (人)
児童発達支援	1,006	117	1,034	120	1,062	123
医療型児童発達支援	30	5	30	5	30	5
放課後等デイサービス	3,176	278	3,310	294	3,449	311
保育所等訪問支援	14	9	14	9	14	9
居宅訪問型児童発達支援	8	1	8	1	8	1



<見込み量を確保するための方策>

- 児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、通所支援等の発達支援に関する施策、また発達障害への認知度の高まりから、18歳未満人口の減少に関わらず、長期にわたり利用の増加が続くものと考えられます。近年、障害児通所支援のニーズが高まり、それに対応して事業所も増加しています。このことから、利用者数、利用量ともに増加していくと見込んでいます。通所支援事業所連絡会で地域のニーズや課題を検討し、事業所間の連携、支援者の質の向上などを目指し、利用者のニーズを充足できるサービス提供体制を確保できるよう努めます。
- 医学の進歩などから、医療的ケア児や重症心身障害児の増加も見込まれます。身近な地域で必要な支援が受けられるよう、医療的ケア児のための関係機関の協議の場を活用しながら、課題整理や地域資源の開発等を行い、支援体制の充実を図ります。
- 現在利用されていないサービスについては、相談支援事業所等に制度について案内し、ニーズの掘り起しに努めるとともに、必要に応じてサービスを提供できるよう、体制の構築を進めます。



(2) 子ども・子育て支援

① 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

- 障害のある子ども等が、地域で安心して生活できる環境を実現するためには、乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援を受ける必要があります。そのためには、早期に適切なアセスメントを受けて、適切な支援機関等につなげる必要があります。子どもの成長に応じて変化する支援機関どうしの連携の強化が必要です。子どもとその家族に対して成長過程を踏まえた、きめ細かな支援を行っていく必要があります。
- 発達が気になる子どもの特性や関わりかたについて、親が理解を深める必要があります。子どもとの関わりかたの悩みや不安などを和らげられるように相談体制を充実し、子どもの特性を理解することへの支援や情報提供を行っていきます。
- 本市では、子育て支援総合相談センターの専門職が、幼稚園・保育園・認定こども園・小学校に巡回し、保育士や教諭などの支援者が発達の気になる子どもの特性についての理解を深め、子どもがスムーズに集団生活が送れるように支援しています。今後整備する予定の児童発達支援センターでは、障害の重度化・重複化や多様性に対応する専門的機能の強化を図り、保育所等訪問支援などの活用を図りながら、地域社会への参加や包容を推進していきます。
- 障害のある子ども等が社会の一員として生活していくためには、障害者や障害児に対する適切な理解の形成が必要です。すべての市民に対して障害に関する啓発、障害者の人権についての知識の普及等を進める必要があります。

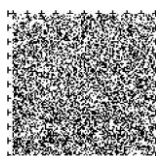
② 障害児の子ども・子育て支援事業等の利用量の見込み

- 障害のある子ども等の、子ども・子育て支援事業の利用量の見込みは、以下のとおりです。

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育園	人	102	104	106
認定こども園	人	9	9	9
放課後児童健全育成事業	人	17	18	18

<見込み量を確保するための方策>

- 『稲沢市子ども・子育て支援事業計画』に障害のある子ども等も含めた子ども全体の子ども・子育て支援事業の利用量の見込みを定めていることから、当該計画と連携を図りながら進めていきます。





第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

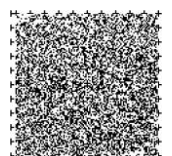
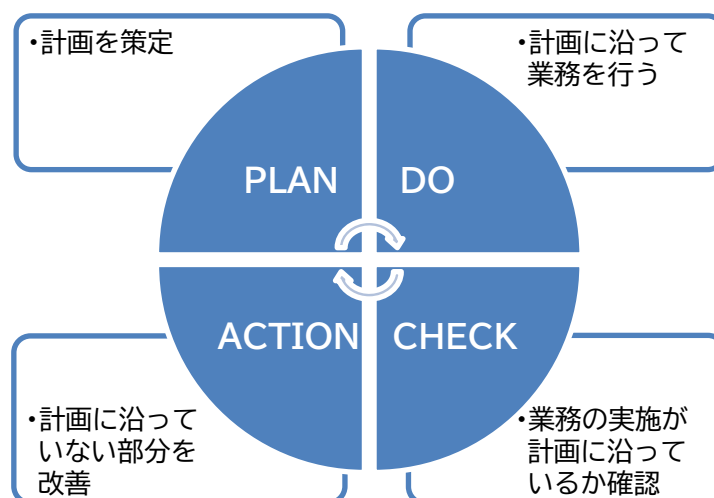
- 計画の推進にあたっては、障害のある人及び関係者の声を大切にする必要があります。障害のある人及び関係者の意見・要望を反映できる場として、地域自立支援協議会との連携を強化します。
- 本計画に基づく施策の円滑な推進のためには、市民、ボランティア、関係団体及び事業者の協力を得ることが不可欠です。市は、啓発活動や各種制度等の活用等を通じて、市民、民間団体、事業者の取組を積極的に支援していきます。



第5章 計画の推進

2 計画の進行管理

- 本計画の推進にあたっては、計画に盛り込んだ施策の実施状況や進捗状況を点検し、施策の見直しや次期計画の策定に向けた評価を実施します。
- 国の基本指針、県の基本的な考え方に即して、計画期間中の各年度におけるサービス見込み量や目標値の達成状況を点検及び評価して地域自立支援協議会に報告します。地域自立支援協議会の意見等を踏まえ、必要に応じて事業や計画の見直しを行います。





1 稲沢市地域自立支援協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、稲沢市地域自立支援協議会の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

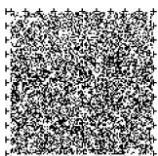
(設置)

第2条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第89条の3の規定に基づき、地域の障害福祉に関するシステムづくりに向けて中核的な役割を果たす協議の場として、稲沢市地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 相談支援事業の運営等に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワークの構築等に関すること。
- (4) 地域に必要な社会資源の開発及び改善に関すること。
- (5) 障害福祉計画等の進捗管理に関すること。
- (6) 障害者の権利擁護に関すること。
- (7) その他地域の障害福祉に関すること。



(組織)

第4条 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員 30 人以内をもって組織する。

- (1) 相談支援事業者
- (2) 障害福祉サービス事業者
- (3) 保健・医療関係機関に属する者
- (4) 教育関係機関に属する者
- (5) 企業・雇用関係機関に属する者
- (6) 障害者関係団体に属する者
- (7) 権利擁護に携わる者
- (8) 障害児福祉に携わる者
- (9) その他市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

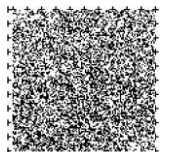
第6条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、必要に応じ、会長が招集する。ただし、委員任命後最初の会議は、市長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。



(本会議)

第8条 協議会は、第3条に掲げる事項について、第10条に規定する分野別部会からの提言及び報告の決定及び承認並びに次条に規定する運営会議へ指示及び報告を行うため、本会議を置く。

2 本会議は、会長の指名する委員をもって組織する。

3 会長は、本会議を代表し、議事を運営する。

(運営会議)

第9条 協議会は、協議会の運営及び調整を行うとともに第3条に掲げる事項のうち、特定の事項について本会議へ報告及び次条に規定する分野別部会へ課題提示を行うため、運営会議を置く。

2 運営会議は、第4条に定める委員及び関係機関の実務担当者で組織する。

(分野別部会)

第10条 協議会は、運営会議から提示を受けた課題について調査及び研究を行うため、分野別部会を置くことができる。

2 分野別部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

3 分野別部会に部会長及び副部会長を置き、会長が指名する。

(作業部会)

第11条 分野別部会は、運営会議から報告を受けた特定の事項の具体的な検討課題について取り組むため、下部組織として作業部会を置くことができる。

2 作業部会は、委員及び協議に必要な者を部会長が指名して組織する。

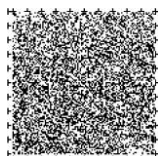
(その他の会議)

第12条 協議会は、必要に応じて次の会議を置くことができる。

(1) 個別支援会議 第3条第2号に掲げる事項について協議する。

(2) 事業所連絡会 第3条第3号に掲げる事項について協議する。

2 前項各号に掲げる会議は、協議に必要な関係機関の実務担当者で組織する。



(秘密保持)

第 13 条 委員は、協議会において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委員を退いた後においても同様とする。

(庶務)

第 14 条 協議会の庶務は、市民福祉部福祉課において処理する。

2 市長は、協議会の庶務の全部又は一部を社会福祉法人稲沢市社会福祉協議会が運営する稲沢市障がい者基幹相談支援センターに委託することができる。

(補則)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成 19 年 9 月 20 日から施行する。
- 2 この要綱の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第 5 条の規定にかかわらず、平成 21 年 3 月 31 日までとする。

付 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

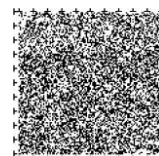
この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

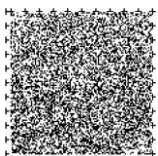
付 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

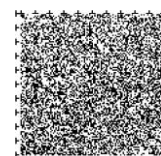




氏名	所属	職名
森川 里奈	愛厚はなのきの里指定特定相談支援事業所	相談支援専門員
古川 和弘	社会福祉法人榎の木福祉会 ステップ	管理者
渡邊 尊光	障がい者サポートセンターまつのき	相談支援専門員
加納 健二	社会福祉法人みず美福祉会 そぶえ福祉園	施設長
野田 純平	株式会社 Hearts キャリアセンター	施設長
濱野 喜与子	株式会社 HugHug	代表取締役
梶田 貴洋子	アイエスエス株式会社ヘルプステーション 和ごころ	サービス提供責任者
田島 希実	愛知県一宮保健所	主査
脇田 英津子	健康推進課	主幹
服部 訓子	医療法人回精会 北津島病院	看護部長
三浦 記代	特別支援教育士、音楽療法士	特別支援教育士、 音楽療法士
田中 俊行	学校教育課	指導主事
濱田 竜太	県立いなざわ特別支援学校	進路指導主事
阿部 一洋	稲沢商工会議所	事務局次長
市橋 哲太	一宮公共職業安定所	雇用指導官



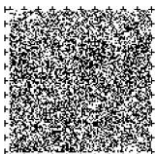
氏名	所属	職名
小出 晶子	T I Y株式会社	代表取締役
池戸 芳彦	株式会社池戸製作所	常務取締役
鷹羽 純也	稲沢市障害者福祉団体連合会	会長
井上 真治	稲沢市障害者福祉団体連合会	聴覚障害者福祉協会 副会長
江崎 英直	稲沢市障害者福祉団体連合会	精神障害者家族会 会長
日比野 香代子	発達障害児親の会 スモール・ステップ	代表
大平 浩志	名古屋法務局一宮支局	支局長
伊藤 義英	一宮人権擁護委員協議会 第三地区委員会	人権擁護委員
兼田 智彦	特定非営利活動法人 CAPNA	理事
岡島 紗波	子育て支援課	主査
近藤 真樹子	子育て支援課 中央子育て支援センター	主査
石田 勝利	稲沢市民生委員・児童委員協議会	副会長
野崎 貴詞	社会福祉法人榎の木福祉会 かしの木の里	尾張西部圏域地域アドバイザー
柘宜 佐統美	愛知文教女子短期大学	教授
井手上 隼也	商工観光課	主事

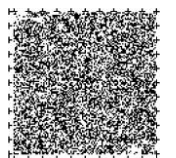




3 策定経過

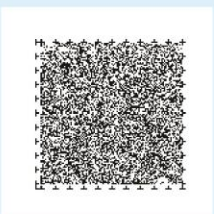
日付	審議内容等
令和2年6月10日 ～6月30日	障害福祉に関するアンケート調査 配布数 2000 通 有効回収数 950 通 有効回収率 47.5%
令和2年7月2日	第2回地域自立支援協議会 運営会議 ・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の策定概要について
令和2年7月21日	第1回就労支援部会 ・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の策定概要について
令和2年8月6日	第1回地域生活支援部会 ・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の策定概要について
令和2年10月1日	第3回地域自立支援協議会 運営会議 ・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画案について ・アンケート調査結果について
令和2年10月5日	第2回就労支援部会 ・第6期障害福祉計画案について ・アンケート調査結果について
令和2年10月20日	第1回地域自立支援協議会 本会議 ・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画案について ・アンケート調査結果について
令和2年11月10日	第2回権利擁護推進部会 ・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画案について ・アンケート調査結果について
令和2年11月19日	第2回地域生活支援部会 ・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画案について ・アンケート調査結果について
令和2年12月17日 ～令和3年1月15日	パブリックコメントの実施 ・計画案の公開と市民意見の募集
令和3年1月13日	第3回地域生活支援部会 ・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画案について
令和3年1月19日	第3回就労支援部会 ・第6期障害福祉計画案について
令和3年1月25日	第4回地域自立支援協議会 運営会議 ・パブリックコメント結果について ・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の最終案について
令和3年2月9日	第2回地域自立支援協議会 本会議 ・パブリックコメント結果について ・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の最終案について







第6期稲沢市障害福祉計画 第2期稲沢市障害児福祉計画
令和3年3月



発行：稲沢市 市民福祉部 福祉課
〒492-8269
愛知県稲沢市稲府町1番地
電話：0587-32-1281
ファックス：0587-32-1219



© 稲沢市 いなっぴー